

令和4年 第3回定例会

予算決算常任委員会記録（第4号）

令和4年9月16日（金曜日）

午前10時00分 開議

午後 2時50分 散会

○出席委員（27名）

委員長	24番	工藤光志	委員	副委員長	14番	蒔苗博英	委員
	1番	樋川篤子	委員		2番	竹浪敦	委員
	3番	竹内博之	委員		4番	成田大介	委員
	5番	坂本崇	委員		6番	齋藤豪	委員
	8番	石山敬	委員		9番	木村隆洋	委員
	10番	千葉浩規	委員		11番	野村太郎	委員
	12番	外崎勝康	委員		13番	尾崎寿一	委員
	15番	松橋武史	委員		16番	今泉昌一	委員
	17番	小田桐慶二	委員		18番	鶴ヶ谷慶市	委員
	19番	石岡千鶴子	委員		20番	石田久	委員
	21番	三上秋雄	委員		22番	佐藤哲	委員
	23番	越明男	委員		25番	清野一榮	委員
	26番	田中元	委員		27番	宮本隆志	委員
	28番	下山文雄	委員				

○欠席委員（1名）

7番 福士文敏 委員

○出席理事者

企画部長	外川吉彦	財務部長兼 健康子ども部理事	森岡欽吾
市民生活部長	岩崎隆	福祉部長	秋元哲
健康子ども部長	一戸ひとみ	農林部長	中田善大
商工部長	西谷慎吾	観光部長	神雅昭
建設部長	花岡哲	建設部理事	佐藤久男
都市整備部長	天内隆範	会計管理者	菅野昌子
上下水道部長	坂田一幸	教育部長	成田正彦

教育委員会理事兼 学校教育推進監	森 尚 生	企 画 課 長	白 戸 麻紀子
広聴広報課長	菊 地 謙太郎	地 域 医 療 課 長	佐 伯 尚 幸
財 政 課 長	今 井 郁 夫	管 財 課 長	工 藤 浩
市 民 税 課 長	長 内 正 彦	資 産 税 課 長	石 田 剛
収 納 課 長	中 田 和 人	市 民 協 働 課 長	高 谷 由美子
環 境 課 長	菊 池 浩 行	福 祉 総 務 課 長	秋 田 美 織
障がい福祉課長	成 田 亜 弘	介 護 福 祉 課 長	齊 藤 隆 之
こども家庭課長	蒔 苗 元	国 保 年 金 課 長	葛 西 正 樹
国保年金課長補佐	相 馬 延 承	健 康 増 進 課 長	山 内 恒
スポーツ振興課長	小 山 内 一 仁	ス ポ ー ツ 振 興 課 長 補 佐	若 松 義 人
農 政 課 長	堀 子 義 人	り ん ご 課 長	澁 谷 明 伸
農 村 整 備 課 長	柳 田 尚 美	商 工 労 政 課 長	福 士 智 広
文 化 振 興 課 長	佐 藤 孝 子	土 木 課 長	千 葉 裕 朗
建 築 住 宅 課 長	熊 澤 靖 夫	都 市 計 画 課 長	福 士 一 之
公 園 緑 地 課 長	土 岐 康 之	会 計 課 長	間 山 博 樹
上下水道部総務課長	田 中 知 巳	上 下 水 道 部 営 業 課 長	石 川 竜 明
上下水道部工務課長	小 野 敦 弘	上 下 水 道 部 上 水 道 施 設 課 長	工 藤 和 生
上下水道部下水道施設課長	本 間 嘉 章	教 育 総 務 課 長	菅 野 洋
学 校 整 備 課 長	高 山 知 己	学 務 健 康 課 長	相 馬 隆 範
教育センター所長	小 笠 原 恭 史	学 校 指 導 課 長	鈴 木 一 哉
生 涯 学 習 課 長	原 直 美	中 央 公 民 館 長	中 川 元 伸
博 物 館 長	吉 崎 拓 美	文 化 財 課 長	石 岡 博 之

○出席事務局職員

事 務 局 長	佐 藤 記 一	次	長	丸 岡 和 明
主 幹 兼 議 事 係 長	蝦 名 良 平	総 括 主 査		成 田 敏 教
主 査	附 田 準 悦	主 事		外 崎 容 史
主 事	田 村 宣 樹			

午前10時00分 開議

◎委員長（工藤 光志委員） これより、予算決算常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は27名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

昨日に引き続き、議案第94号令和3年度弘前市一般会計歳入歳出決算の認定についてを審査に供します。

ここで、理事者より発言を求められていますので、許可したいと思います。

◎スポーツ振興課長（小山内 一仁） 昨日、木

村委員からございました岩木川市民ゴルフ場の利用実績に係る質疑におきまして、説明不足な点がございましたので補足させていただきます。

昨日、私が申しあげました過去5年の利用者数でございますが、昨日述べました5年の利用者数につきましては、純粹にゴルフでコースを利用された人数でございます。誤った数字ではございませんけれども、一方、決算説明書の215ページに記載の令和3年度利用者数1万9115人につきましては、ゴルフでの利用者に加えまして、ターゲットバードゴルフなどのニュースポーツで利用された人数が含まれている数字となっております。昨日、私が申しあげた人数と食い違いが生じておりましたので、補足しておわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

◎委員長（工藤 光志委員） 10款教育費に対する質疑を続行します。

無所属。

◎4番（成田 大介委員） ちょっと時間の関係上、一部割愛をさせていただくことになるかもしれませんが、お許しいただきたいと思いません。

まず、10款1項3目、146ページ、未来をつくる子ども育成事業について質疑いたします。

これ、説明書のほうを見ても、これを行った校数みたいなしか書いていないのですけれども、これは資料請求して予算の内訳をちょっと見させていただいております。令和3年度予算が382万5000円に対して決算が339万1436円ということで残してはいるのですけれども、10節の需用費、調査研究用消耗品ということで179万2000円の予算に対して225万4151円の支出ということで、これだけ大きく予算オーバーしているのですが、この辺の内訳を教えてください。

◎学校指導課長（鈴木 一哉） 消耗品費でございますけれども、主なものとしますと、体験活動

に係る様々な消耗品といったもの、それから成果物を印刷しましたり、それを掲示したりと、そういったものが多くございます。そういったものがやはり学校の体験活動ではかなり膨らんでいくということでございます。

◎4番（成田 大介委員） 続きまして、10款2項2目、10款3項2目、151ページ、154ページ、小中学校就学援助費についてお聞きいたします。

これは、文科省の示す単価と比べて少ない支援や支給していない援助費があれば教えてください。

◎学務健康課長（相馬 隆範） 令和3年の単価につきまして国が示す基準額よりも低い費目については、新入学児童生徒の学用品費のみとなっております。

また、当市において支給していない費目につきましては、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代等、オンライン学習通信費の5費目になってございます。

◎4番（成田 大介委員） これについては要望ですが、たしか2年前に入学準備金について倍増していただいたと思っておったのですが、まだ文科省が求めるところまでは来ていないと。この物価高も考えていくと、物を買う値段というのはどこも変わらないわけですから、どうか今後、しっかり上げていっていただきたいと思っております。

続きまして、10款1項4目、147ページ、フレンドシップ事業について質疑をいたします。

これは、ほとんど会計年度職員の報酬かと思っております。これは6名ということで、その中に何かその他会計年度の職員の先生方のほかにしっかりと子供たちを指導していく立場の先生はいますか。

◎教育センター所長（小笠原 恭史） 6名の教育指導員は会計年度職員です。正職員の指導員は

おりませんが、指導主事が日常的に運営に携わっております。

◎4番(成田 大介委員) 最後、10款5項1目、170ページ、スポーツ推進事業(学校体育施設開放事業)ということで、これ、コロナ禍の影響は何かあったかお聞かせください。

◎学校整備課長(高山 知己) 利用者数が令和3年度は14万5718人であったのですが、コロナの影響がなかった令和元年が29万6808人で、約5割ほど減っているということで、コロナの影響があったのかなと考えております。

◎4番(成田 大介委員) すみません、最後6秒、5秒と減っていていますので、学校支援委員会についてはまた改めて違う形でお聞きします。ありがとうございました。

◎委員長(工藤 光志委員) 時間になりました。

以上で、通告による質疑は終了しました。

引き続き、質疑通告をしていない委員の質疑に入ります。順次、会派を指名いたします。

まず、政心公明の御質疑ありませんか。

◎12番(外崎 勝康委員) 私のほうからは、148ページ、10款1項4目、ICT活用教育推進事業に関してお聞きしたいと思います。説明書は186ページになります。

2点ほどちょっと確認したいと思っておりました。

まず一つは、このICT活用教育推進に関しての学びの目的に関してちょっと確認したいと思っております。この説明書には、GIGAスクール構想に基づいた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実等による教育の質の向上を目指すというようになっております。それで、通常の授業、今までやっている授業と、このICT活用教育の上での学びの違いというものを最初にお聞きしたいと思います。

◎学校指導課長(鈴木 一哉) 一言で申し上げますと、通常、黒板でチョークを持って指導することとICT機器を活用した授業ということであると、視覚的な分かりやすさでありますとか、それから音声的なものも含めまして分かりやすいということが言えるのではないかなと考えてございます。

◎12番(外崎 勝康委員) 私もちよつといろいろ調べて、簡単に今のこと、これのことも含めてちよつと補足的にお話をしますけれども、通常の授業というのは、ある意味では答えのある問題を個人で解く力というのが通常の学習だと思うのです。ICT授業というのは、ある意味では答えのない問題をチームで解くと、ここに書いていますけれども、多様性の享受とかコミュニティー力のそういった必要性を訴えているということにあると思うのです。そういう意味では、新たな学習指導要領の中には、どのように学ぶかまでということで、そこにやはり1人1台の端末の有効活用とかとなっていくのだと思うのです。その辺ちよつと、私、今話した内容で間違いはないかちよつと答弁をお願いしたいと思います。

◎学校指導課長(鈴木 一哉) お答えいたします。

委員おっしゃった通常の学びは答えのあるものであり、それからICTを使うことによって答えのない学びを、答えのないものに対して探求していくというお話でございました。そういう捉え方もあるのかなと思います。

◎12番(外崎 勝康委員) 分かりました。これ、新しい学習指導要領の中に、どのように学ぶかまで踏み込むということで、多様性の享受とか、そこにやはりICTの大きな意味があるのだということが強く訴えられているということで、今、確認させていただきました。これはこれでいいです。

二つ目の確認として、青森市とか、あと全国的に大きな成果を上げている内容として、要は不登校に対するこのICTを活用した学習というものに対してかなりいろいろな自治体で成果を上げております。それに関して、昨年度は当市としてはどのような取組というか、考え方というか、非常に大事な問題であると思っておりますので、それはやはり先ほど言ったように多様性の享受であるとか、答えのない問題をチームで解くとか、そういうICT、GIGAスクール構想の中での最も大事な一つの視点であるということになっていると思っております。その件に関して見解をお聞きしたいと思っております。

◎学校指導課長（鈴木 一哉） 不登校のお子様も含めまして、様々なお子様に対して個別に対応しているところでございます。

ICTの機器を活用した学校での授業、それから学校には来られないですけれども希望してICTを活用しながら学校とつながるといような事例につきましても、弘前市教育委員会は持っております。

様々、お子様の事情は違いますので、その一人一人に応じた、先ほど来委員おっしゃっている個別最適な学びの実現ということだと思いますけれども、我々もそういった方向性を持って進めているところでございます。

◎12番（外崎 勝康委員） 今聞いた各自治体でこういう不登校に対して様々、昨年度力を入れてやっているということは、やはり文科省からのガイドラインの通知が根本にあると思うのです。その根本の内容、通知内容というのは、自宅においてICTを活用した学習活動を行った場合、校長は指導要領上、出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができるということで、ICTを使った場合は、校長は出席またはその成果を評価に値できるということが文科省のガイド

ラインの通知に出ているのです。

だから、このことをどう理解し、どのように現実としてしっかり学校の元に届けるかということが各自治体で話し合われて、具体的に進めて、先ほどお話しした不登校に対するICTの活用がしっかりされてきたということなのです。それは青森市も同じで、その辺を具体的に教育委員会としてどのように学校と話し合い、また教育委員会の中で話し合っているのか、それを確認したいと思っております。

◎学校指導課長（鈴木 一哉） 大変大切なお話を頂きましてありがとうございます。

先ほどもお話をしましたが、お子様たち一人一人の事情、それから抱えている背景が違っておりますので、学校と連携を取り、そして情報収集しまして、学校からICT機器を活用して、子供たちと、そのお子様とつながったり、あるいは教育をしていきたいという要望があった場合には、その環境に合うように善処しているところでございます。

◎12番（外崎 勝康委員） 冒頭、ちょっとGIGAスクール構想のことをお話しましたが、やはり今必要な多様性の時代、さらには地球、市民とかいろいろな視点がここには、GIGAスクール構想の中でのICTというのがあると思うのです。だから、そこに具体的なガイドラインが国から示されています。でも、それを具体的にやはり教育委員会、各自治体でしっかりとそれを取決めしていかないと、学校のほうには一切その辺が、具体的には下りていないのです。弘前市においてもそれが無いのだと思うのです。ですから、そこを各自治体でしっかり情報収集してやるべき内容だと思っておりますので、その辺をよろしく、いろいろ考えていただければと思います。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに政心公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、創和会の御質疑ありませんか。

◎13番（尾崎 寿一委員） 決算書の151ページ、10款2項1目14節工事請負費、小学校管理工事、ページ153ページ、10款3項1目14節工事請負費、中学校管理工事と。

令和2年度まで行ってきたトイレの全面改修については、いわゆる国の有利な財源で行って来たわけで、本年度、いわゆる令和3年度からは、この小中学校管理工事費においてトイレの内装改修や洋式化を行っていくというふうに記憶してございます。令和3年度には、どの程度のトイレの改修や洋式化を行っているのか。また、改修に要した費用は幾らなのかお伺いいたします。

◎学校整備課長（高山 知己） トイレ改修についてお答えいたします。

委員おっしゃるとおり、令和2年度までは国の事業を活用しましてやってきたものを、学校の様々な修繕費用であります管理工事費を使って今後はトイレの改修をやっていくと答弁等してきております。

令和3年度ですけれども、トイレの内装の改修であるとか、一部洋式化、配管の故障という修理を行っております。小学校では7校、金額にしまして522万3000円、中学校では6校、金額が116万8000円、合計639万1000円という内容でございます。

◎13番（尾崎 寿一委員） 一部洋式化を行ったというわけですが、令和3年度において行った洋式化工事によって、小中学校の洋式化率は何%になったのかお伺いいたします。

◎学校整備課長（高山 知己） 洋式化率、洋式便器の数の割合ということになります。令和2年度末時点で小中学校合わせて78.0%であったものが、令和3年度末時点では78.2%となっております。

す。

参考までに、今年度も管理工事のほうで洋式化をやらせていただいております、現在のところ78.7%になる、現在のところですけども、予定となっております。

◎13番（尾崎 寿一委員） 令和3年度においては、洋式化率が0.2%しか増えていないということで、先ほど答弁の中で、いわゆる大便器を2基ということ、それも小学校2校で1基ずつということ、本当に少な過ぎるのではないかと思います。学習環境の整備においては、いわゆる教室のクーラーは全面ということではないのですけれども、トイレの環境も非常に大事ではないのかなと考えるわけです。今後、洋式化工事についてどのように進めていくのかお伺いいたします。

◎学校整備課長（高山 知己） おっしゃるとおり、少ないというのは認識しております。これまでやってきた事業のほかに、築年数がたっている学校については、学校を建て替える計画に合わせてやっていこうということで進んできたのですけれども、やはり現在、建て替えとか改修というのがずっと先になるということもありますし、今現在、実際に学校を使っている児童生徒がいるわけですので、トイレの改修のまだ進んでないところというのが、大体洋式化率としては15%から26%というところがございます。休み時間が短い中で、和式トイレなので使いにくいといった要望も頂いております。

教育委員会としては、再度、国の有利な財源等を活用して、洋式化の整備を加速させていきたいなど今考えているところでございます。

◎13番（尾崎 寿一委員） 改修については、いわゆる校舎の改築に合わせてということになりますけれども、石川小・中学校のように、あと何年で、出来上がれば洋式化ということで事業化さ

れている学校はいいのですけれども、それ以外の学校が何校も残っていると私は確認しております。その中で、これから未整備の学校においては、先ほど答弁の中で15%から26%だということは、非常にやはり格差があるのではないかなと。そういう意味で、いわゆる学校から、そして保護者から、そしてまた児童生徒から、いろいろな要望が聞こえてきます。この点について教育部長の所見を伺いたいと思います。

◎教育部長（成田 正彦） 今の委員の御質疑に対してですけれども、確かに今まず使っている子供がやはり安心してトイレを使用できる、そこがやはり最も大事だというふうには考えております。ただ、先ほど課長のほうからも話しましたけれども、財源の問題ですとか、また優先的に、破損があるところを優先しなければならないとか、様々なちょっと要因があるというところがございますので、そういったところも全部勘案しながら、できるだけ今使っている、使用している子供たちが安心できるような形になれるように努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎13番（尾崎 寿一委員） いわゆるトイレの関係において不公平にならないようお願いしたいと思います。

また、財務部長は、PTAの会長までやられたというお話を聞いておりますので、その点を十分御理解なされると思いますので、よろしく願いして終わります。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに創和会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、櫻鳴会の御質疑ありませんか。

◎21番（三上 秋雄委員） 決算書の175ページ、給食の配送。これは西部、東部と恐らくある

と思いますけれども、これはどこの会社に委託しているのですか。

◎学務健康課長（相馬 隆範） 委託先でございます。サンライズ産業株式会社でございます。

◎21番（三上 秋雄委員） 会社は分かりました。

ところで、学校の昼食、お昼の御飯というのはどういう時間帯になっているのか、ちょっとお聞きします。

◎学務健康課長（相馬 隆範） お昼の時間割、給食の時間につきましては各学校によって異なりますが、12時から13時頃になってございます。

◎21番（三上 秋雄委員） そうすれば、この食べた後の回収というのは、時間が決まっているのですか。

◎学務健康課長（相馬 隆範） 回収の時間につきましても、各学校によって異なってございます。

◎21番（三上 秋雄委員） では、1台で何校ぐらい配送しているのか聞きたいと思います。

◎学務健康課長（相馬 隆範） 学校によって車のほうをいろいろ組み合わせさせておまして、大体1台当たり2か所ないし3か所回ってございます。

◎21番（三上 秋雄委員） これ、回収の時間ですけれども、御飯を食べて、12時から1時までという時間があるわけですけれども、これは子供たちがきちんと食べられる時間帯をちゃんと設けていますか。

◎学校指導課長（鈴木 一哉） 各学校、それぞれ発達段階に合わせて、小学校、中学校と時間が違うと思いますけれども、食べられる時間を設定していると認識してございます。

◎21番（三上 秋雄委員） 食べられる時間だと認識していると。だから、どのぐらいの時間帯を持っているのかと聞いているのだ。

◎学校指導課長（鈴木 一哉） 準備の時間も含めてでございますが、約20分間ぐらいだと思っております。

◎21番（三上 秋雄委員） 今、準備を含めて20分というけれども、それで食事をゆっくり食べられるのか、子供たち。大変ですよ、子供たち。

◎学校指導課長（鈴木 一哉） 申し訳ございません、準備の時間も含めて、食べる時間が20分でございます。準備の時間を入れまして35分ぐらいから40分ぐらい設定していると思います。

◎21番（三上 秋雄委員） あのですね、届ける時間も恐らくみんな違っていくと思います。温かいものがちょっと冷めているとか、そういうのはあると思います。片づけるのも、やはりゆっくり御飯を食べるといのが、食べられないという話があるのです。回収する人の時間に合わせるのか、子供たちの時間をちゃんとつくってやるのか、ちょっとそこを聞きたい。

◎学務健康課長（相馬 隆範） 子供たちの食べ終わる時間と、あと各学校を回る時間と勘案して配送スケジュールは組んでございます。

◎21番（三上 秋雄委員） 調べましたか。調査していますか。

◎学務健康課長（相馬 隆範） 個別には調査してございませんが、そういうふうに認識してございます。

◎21番（三上 秋雄委員） 私、課長の認識を聞いているのではないのです。ちゃんと、実態はどうなっているかという話をしているのです。

これ以上あまり言いませんけれども、子供たちがゆっくり御飯を食べられる時間、きちんと設けてもらわなければ駄目ですよ。せっかくおいしいものをやっても、急いで食べたり何だりというのは、もってのほかだ。ちゃんと調査して、例えば時間帯、ちょうどうまくいかないで、それが車の原因であるのなら車を増やすとか、そういう対応

策をきちんと取ってください、部長。

◎教育部長（成田 正彦） 確かに子供たちがゆっくり御飯を食べられる時間は大事だと思います。今後その実態を、各学校の実態をちゃんと把握した上で、その配送のスケジュールを変えとか、いろいろ対策を取ってまいりたいと思います。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに櫻鳴会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、日本共産党の御質疑ありませんか。

◎23番（越 明男委員） 通告外をリクエストして質疑いたします。ごめんなさい。今度からちゃんと直しますので。いや、初めてなのですよ、実は。

10款5項1目、172ページに各種スポーツ大会への派遣補助が連なっております。最初に、私も大好きな高校野球の聖愛硬式野球部の派遣問題について少し伺いたいと思います。

500万円を処理したということに決算ではなっております。500万円の内容といいますか、積上げの銘柄というか、内容というかをちょっと全体として、課長、お示し願いたいというふうに思っております。

それから、ちょっと頭をよぎるのは、NHKを通じての全国放送は、北から入場行進です、青森県代表、弘前学院聖愛高校となりますね。青森県のほうからも、これは教育委員会等を通じて派遣の補助は出ているものなのですか。というのは、弘前市内の高校だからということで、こうやって議会で話題になるわけです、派遣費用が。おらほうは出ているのだけれども、全国的に青森県代表となっている扱いにもかかわらず、もし青森県から出ていないとなれば、これは改善の余地があるなどとある人からちょっとアドバイスを受けたも



のですから、そこがどうなっているか、ちょっと確認したいと思いますのでお願いします。

それから、担当課長、もう一つ、三、四年前になりますか。今、尾崎委員にもちょっと確認したのですが、弘前では聖愛高校が2回連続出ておりました。その前は弘前工業高校が夏、それから選抜にも出ております。古くは弘前高校が選抜にも出ております。こういう記憶、私もちょっとたどっているのです。

随分古い話まで遡る必要はないのですけれども、およそこの500万円という数字は動いておりますか、それとも変わらず来ているような感じですか。そこら辺、ちょっとまとめて派遣補助の概要ということでお聞きしたいと思います。

私のほうは以上です。御答弁お願いします。

◎スポーツ振興課長（小山内 一仁） まず、今回の500万円の内訳ということでございますが、今回、500万円の内訳として見込んでおりましたのが、実際に甲子園の大会に行かれる、ベンチ入りする18名、それから現地での練習等のサポートに回る部員を合わせまして43名分の交通費、宿泊費等の旅費を算定の基にしてございます。そのうち、43名のうちベンチ入りする18名につきましては、日本高野連のほうから支給されるということで、残りの25名分について積算しまして、実際に大会、現地で何日滞在するかというのが分からない状態でしたので、上限を500万円ということで補助させていただくとしたのですが、昨年度は、ちょっと雨で甲子園の大会がかなり流れて延長されたということもあって、マックスの500万円までいってしまったというような内訳になってございます。

それから、これ県からも出ているのかという御質疑だったと思いますが、これ、県から補助が出ているというお話はちょっと聞いてはおりませんので、恐らく出ていないのではないかなと思われ

ます。

それから、過去の出場校でございますが、平成8年度に工業高校が行った際にも助成はしておりますが、額はちょっと……。

◎23番（越 明男委員） スポーツ振興課長、ありがとうございます。今後よろしくお願います。

それからもう一つ、この18節のところで、中学校の部活支援という大義名分だと思うのですが、地区大会71万5000円、それから県大会及び東北大会に、全国大会もでしたか、そうですね、及び全中連の大会派遣は710万円であります。これちょっと概要をお聞きしたいのですけれども、まず最初に、御答弁にどなたの課長が立つかで決まるのですけれども、市教委の中の担当課を確認したいと思いますし、その担当課は、なぜその課が担当なのかということも併せてお聞きします。

それから二つ目、それぞれ71万5000円、地区大会71万5000円、それから今話した県大会、東北大会、全中連の大会の710万円は、年によって動くのだらうと思うのです。例えば県大会は、弘前であればあまりかからないとかとあると思うのです。それから、東北大会、全中連は、選手がどんき種目で進出するかによって、これは金額の違いがあるのですが、およそ710万円あたりをベースにして動いているということで、これは確認してよろしいでしょうか。もし直近で、二、三年の数字の動きがあればお示しをさせていただいて、先ほどのスポーツ振興課への質疑と同じなのですが、できれば概要、どういう根拠でもって積算されているのかということ、概要で結構ですでお示ししてください。

担当課長、申し訳ない、最後3点目、この補助金を市から出すに当たっての要項はございますか。ありましたら、ありましたらと——あるだろうとは思いますが、後でお示しをしてい

ただければ、以上であります。

◎学校指導課長（鈴木 一哉） 委員御質疑の補助金に関しまして、担当課は学校指導課でございます。

中学校の健全育成ということから、部活動を支援していくというところは大切なことですので、そういった意味で学校指導課が担当しているものと認識してございます。

そして、ちょっと順番が逆になりますが、交付に当たりましてこの要項があるのかということですが、ございますので、後ほど御提供させていただきたいと思っております。

そして、まずは710万7960円のところでございますが、基本的に大会へ生徒が参加するための派遣に係る旅費、宿泊費を全額補助してございます。ただし、これはあくまで弘前市内に在住するお子様ということになってございます。

そして概要というところでございますが、今年度、県大会であれば、夏、冬、それから駅伝大会、東北大会は夏、全国大会は夏、冬、そして駅伝大会への参加補助をしてございます。

それから、補助する額が動くのではないかとのお話でございました。直近のお話でございますが、令和2年度は、コロナ感染症の影響もあったということですが、2万7960円の補助、それから令和元年は884万700円の補助ということでございます。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、さくら未来の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

◎11番（野村 太郎委員） 私から、こそらっ

と通告したのですけれども、無通告の質疑させていただきます。

10款2項1目、予算書150ページ、小規模特認校送迎タクシー運行业務委託料について質疑させていただきます。

常盤野小・中学校、小規模特認校として開校して数年たちましたけれども、基本的に全国的にこの小規模特認校に関しては、市域全体から入学できるのだけれども、基本的に学校への送迎というのは保護者の責任で行うというのが全国的な傾向であると思います。その点、この常盤野地区に関しましては、冬の雪とかそういった距離の問題もあって、例外的というか、岩木庁舎からジャンボタクシーで送迎というのがあるということでございます。そういう点で、この運用状況、要するに岩木庁舎から常盤野小・中学校までの送迎の現状、令和3年度における利用状況というのはどのようになっていたかお答え願います。

◎学務健康課長（相馬 隆範） 令和3年度の利用実績についてでございます。

常盤野小・中学校、全校児童生徒21名のうち、小規模特認校制度で通学しております17人が利用してございます。乗車率は、朝の便が81.4%、帰りの便が82.8%となっております。

◎11番（野村 太郎委員） やはり小規模特認校、要するに常盤野学区外から通っている人たちは利用しているということで、極めてニーズが高いということでございます。そういった点で、この利用している生徒の住居、居住している地域というのはどういう感じになっているのか、市域全体に関して。何学区とかでもいいのですけれども、そのところを少しお知らせ願います。

◎学務健康課長（相馬 隆範） 中学校区でお答えをいたします。

第二中学校区が6名、第三中学校区が4名、第一中学校区が2名、第四中学校区が2名、その他

第五中学校、津軽中学校、船沢中学校が各1名となっております。

◎11番(野村 太郎委員) ありがとうございます。やはりけっこう市域全体にわたっているなという印象でもあるのですけれども、もう一つ考えられるのが、本当に児童の数が多く、居住者の人口が多いこの城東地区とか五中とか、あの地区が少ないなというのが印象づけられてきます。

これは、やはり小規模特認校の常盤野小・中学校を考えている御父兄、私も今、そういう世代に当たるのですけれども、よく聞こえてくるのが、やはりせめて市役所本庁舎から出してくれないかなという声をよく聞きます。やはり城東地区とかからだと、岩木庁舎というのは、仕事の通勤がてら送っていくというのは大変、これはちょっと考えられなくて、泣く泣く、本当は入れたかったのだけれどもちょっと断念したという方の話も私は聞こえてきました。そういう点で、そういった声に対しては、どのような見解を持っていらっしゃるかお願いします。

◎学務健康課長(相馬 隆範) ただいま野村委員からお話がありましたとおり、市民の皆さんの様々な声があると思いますので、今後、出発が岩木庁舎でなく市役所の本庁舎であるとか、そのほかのところを今後検討してまいりたいと考えてございます。

◎11番(野村 太郎委員) ぜひともお願いしたいと思います。

全国的にも小規模特認校というのは、その送迎の問題で大変、生徒募集に難儀しているところが大変多いです。9か年で、要するに小学校、中学校9か年でやっているのに、全校生徒十何名とかという、各学年1人しかいないというような状況になっているところが多々あります。さすがに小規模といっても、そこまで小規模だと、教育、切磋琢磨という点を考えれば、大変支障を来してい

るという話も聞いております。そういう点でいえば、やはり一定数の生徒の獲得というのは必要になってくると思いますので、その点はこの送迎バス、タクシーの運用というものの、できれば、本当はそこまでいけないだろうけれども、駅前から本庁舎、岩木庁舎という形になっていけばいいのではないかなと考えますので、これはしっかりと、今後運用に関しては再検討していくべきだと意見しておきたいと思います。

もう1点、ここからは本当に無通告になります。10款2項1目、149ページ、恐らく小学校費に入るとは思いますけれども、先ほど私が言いました生徒募集に関してであります。常盤野小・中学校の生徒募集業務に関してです。

まずお聞きしたいのが、令和4年4月1日入学者の、あるいは転入者の数というのは、令和3年度の募集活動の結果として、今年の入学者、転入者があると思うので、令和4年4月1日の入学・転入者はどのようになったかお答え願います。

◎学校整備課長(高山 知己) 入学の関係、学校整備課でやっておりますので、お答えいたします。

3年度に就学の許可をした児童生徒の内訳ということで、小学校1年生に入る方が2名、小学校5年生に入る方が1名(「高ぐしゃべねば聞けねじゃ」と呼ぶ者あり)はい、すみません。小学校1年生に入る方が2名、小学校5年生に入る方が1名、中学校1年生に入る方が1名の合計4名でございます。

◎11番(野村 太郎委員) 印象としては少ないなという印象です、正直なところ。そういう点で、令和3年度、この常盤野小・中学校への生徒募集というのはどういう活動を行ったのか、お願いします。

◎学校整備課長(高山 知己) 募集に当たりまして、まずチラシの作成をしております、それ

を公共施設であるとか、また保育所、幼稚園等にも配布をしてございます。それを受けまして募集をするのですけれども、まず制度の説明会というのを令和3年度に行っております。それから、小規模特認校というのはこういうものですよというのをちゃんと理解していただいて、申込みにつなげていただくということになります。

それから、それは9月15日にやっておりますが、その後、9月22日に実際の学校の見学会というのやらせていただいて、実際に学校の授業を見ていただいて、それでまた選択をしていただくというようなことをやってございます。

◎11番(野村 太郎委員) 確認ですけれども、令和3年度の制度説明会、学校見学会というのは、1回のみだったのでしょうか。

◎学校整備課長(高山 知己) 設定していた日にちは、1日のみでございました。

◎11番(野村 太郎委員) 私の認識だと、この常盤野小・中学校に入学するには、あるいは転入するには、原則としてこの1回こっきりの説明会と見学会に参加しなければ原則として入学できない、転入できないというふうに、一般質問でも様々やりましたので認識していますけれども、それで大丈夫でしょうか。

◎学校整備課長(高山 知己) おっしゃるとおり、学校の内容を、児童生徒数が多いところではございません。また、特別支援学級等も充実しているというところではございませんので、実際に見ていただいて入っていただく、選択をしていただくと考えております。

また、令和3年度におきましては、コロナの影響がございまして、例えば来られないという場合には、日にち等をずらして対応するというのもやってきたと考えております。

◎11番(野村 太郎委員) 分かりました。私の認識だと、この常盤野小・中学校が開校する前

年というのは、五、六回、もう本当に何とか入学者、転入者を獲得しようと躍起になって、もう頑張っって何回もやったというのを私、記憶しているのですけれども、そういう点でこの原則1年1回というのは、何か納得できないなというところもあります。そういう点も含めて、ではこれまでの、開校してからの入学者、転入者の、いわゆる常盤野地区外からの入学者、転入者はどういうふうに推移しているか、数字がありましたらお願いします。

◎学校整備課長(高山 知己) 令和元年度からちょっと申し上げます。令和元年度が3名、令和2年度が6名、令和3年度が3名、令和4年度——3年度に許可したものが4名ということでございます。

◎11番(野村 太郎委員) この転入学、転入者数というのは、どういうふうに評価していますか。十分であると考えますか。もっとやはり来てほしいと思っていますでしょうか。お願いします。

◎学校整備課長(高山 知己) 募集する際に、小学校1年生から中学2年生を若干名というようなことで募集させていただいております。定員を何名ずつということではございませんけれども、この趣旨といたしましては、やはり学年がバランスよく入っていれば、何十人もということではございませんが、ある程度人数がそろそろような形で入っていただきたいというところがございまして、今までお話をした入学していただいた人数では、なかなか達成していない状況だというふうには考えております。

◎11番(野村 太郎委員) 分かりました。やはり少ないですね。もう少し大きい人数でやったほうが、恐らく小規模特認校、常盤野小・中学校の機能というのは発揮されるのではないかなと思っています。

そこで、この教育委員会の募集業務というものに対する姿勢についてちょっと質疑させていただきたいと思います。

グーグルで「常盤野小・中学校募集 令和4年」と検索すると、常盤野小・中学校で学びたい子供たちを募集しますというのが一番上にヒットするのです。これを開いてみると、令和4年4月1日からということは、要するに今年の募集なのです。今年入る子の募集だから、先ほど御答弁のとおり、去年の9月15日に説明会をやって、9月22日に見学会を実施したということになっているのです。

「常盤野小・中学校」というだけで検索すると、このページと、あとは令和5年4月1日に入学される児童、転入される方の募集の説明会の案内、これは今年の8月18日にやっていると思います。このどっちもヒットするのです。私、一昨日ちょっとこの質疑の準備をしているときに調べていたら、この9月15日、要するに1年前の昨日と、それで8月18日、今年の8月18日の二つヒットしたので、今年は2回説明会をやっているのかなと読めました。なぜかと言ったら、令和5年度とか令和4年度というような明確な数字が書いていないのです、ときとかところとか。ただ9月15日、8月18日と。

そもそも、去年の説明会の案内が現状で見られるというのは、はっきり言って問題だと思います。去年の募集業務が終わったのだったら、これは削除して、今年の8月18日の説明会しか見られないような処置をすべきだったと思いますが、その点についてどのようにお考えですか。

◎学校整備課長（高山 知己） 常盤野小・中学校に入学を希望される方が分かりにくいということは……分かりにくい状態であったと考えております。

◎11番（野村 太郎委員） そうですね、分か

らない状態、分かりにくい状態でしたね。

事はさらに、もう一つ問題があるのです。なぜ私、今年2回、つまり昨日、実を言うと、昨日9月15日にも説明会があるのだなと思ったので、この質疑はちょっと昨日の、多分、昨日の予定だと思っていた、昨日になると思っていたので、質疑するのは大変だな、ちょっと悪いなと思ったのです。何でそう思ったかという、この令和3年度に行った説明会のウェブ申込みというのができるようになってきているのです。これをクリックすると、ぼんとやると、実は一昨日までは申込みできる状態だったのです。要するに名前を書いて、住所どうのこうのというふうに、要するに1年前にもう終わってしまっている説明会の参加申込み、一昨日までできる状態だったのです。だから、昨日やるのだなと思ったのです。よく見れば、確かに令和4年4月1日に入学するお子さんのための説明会だからとなっているのです。だから、よく見れば、終わっているのだなというの分かるかもしれないのですけれども、何せ見やすい状況に、そのページが削除されていないから勘違いしたのですけれども。

ところが、昨日の午前中にまた同じところをクリックしました。そうしたら、このフォームの回答は終了しましたと出てくるのです。一昨日まで、去年の説明会のエントリーができたのに、昨日、もうできなくなっているのです。一体私は幻を見たのかなと思っているのですけれども、これはどうなのでしょう。私は幻を見ていたのでしょうか。この状況についてちょっと説明を求めます。

◎学校整備課長（高山 知己） 9月15日に問合せが1件ございまして、ホームページが二つあるというようなことを認識しましたので、それを是正するためにホームページの訂正をかけたということでございます。

◎11番(野村 太郎委員) 1名の方が利用できなかった。説明会、ちゃんと受けられなかったということでございます。はっきり言って、先ほど言ったように、この常盤野小・中学校に関しては、高邁な理想を掲げて、野心的な、本当に現場の先生たちは頑張っておられます。常盤野地区の皆さんも協力してくれている。そして、実際に生徒を通わせている保護者も大変頑張ってくれている。この学校を何とかいい学校にしようと、常盤野小・中学校の伝統をつくるために今現在頑張っているんですけども。

その募集業務がこういう状況であるというのは極めてお粗末、教育委員会の本気度が感じられません。1名の方の問合せがあつて、駄目になってしまったと。もう一人でも多くの生徒を入学してもらわなければ駄目なこの常盤野小・中学校の貴重な1名が失われたわけです。これは、令和3年度の募集業務の最終的にはミスであります。

私、当初、この常盤野小・中学校が開校するときに担当していた教育部長であった野呂部長といろいろお話をして、当時の野呂部長は、本当に、もし私、今、小学校に入学する子がいたら、もう入学させたいですというぐらいに、すごい意気込みでこの常盤野小・中学校を開校しました。あのときの教育委員会のあの情熱というのが感じられない、こんなお粗末なことをやっているようだったら。

質疑に関してはこの辺で終わりますけれども、この常盤野小・中学校、しっかりこれからは募集に関して本気でやっていかないと、はっきり言ってまだ市民からの認知度が足りません。こういう理念を掲げた小規模特認校が弘前にあるということを市民はまだ全然知りません。こういうような募集業務等をやっていると、もう何というのでしょうか、市民から見放される以前に市民に認知されないまま立ち枯れてしまう、小規模特認校が。そ

んなことをしたら、もう常盤野地区の人、それから今の生徒、保護者、みんな教育委員会を恨みますよ、本当に。そんなことには絶対になつてほしくないんで、この令和3年度のこの失態を繰り返さないように、そして一人でも多くの生徒に入学してもらおう、転入してもらおうということをもう一度、あの開校当初の情熱を取り戻していただいて業務に当たっていくべきであると、私は強く指摘して、本決算に対する意見とさせていただきます。

◎スポーツ振興課長(小山内 一仁) 答弁の修正をさせていただきたいと思います。

越委員から御質疑のありました甲子園への助成の関係でございますけれども、平成8年度に弘前工業高校が行ったと答弁しておりましたけれども、弘前実業高校の誤りでございました。修正させていただきます。申し訳ありませんでした。

◎19番(石岡 千鶴子) 10款5項2目、172ページ、体育施設費ですが、指定管理者はどこかお伺いいたします。

◎スポーツ振興課長補佐(若松 義人) ただいまの質疑に対してお答えいたします。

指定管理者の受託している業者でございますけれども、弘前市スポーツ協会、NPOのスポネット弘前、あとNPOのリベロススポーツクラブ、あと岩木振興公社の四つとなっております。

◎19番(石岡 千鶴子) 体育協会が担っている施設は、この中には入っていないのですか。

◎スポーツ振興課長補佐(若松 義人) 体育協会のほうが、ちょっと昨年、今年でしたか、スポーツ協会のほうにちょっと名前が変わりましたので、今、このような説明となったものでございます。

◎19番(石岡 千鶴子) では、スポーツ協会ということで質疑させていただきます。

運用管理業務とか運用の面について具体的にお

伺いたいのですけれども、先日のような豪雨のように危険が差し迫ると、その施設周辺に危険が差し迫るといときには、どのような対応をするように市としては指示をしておりますか。

◎スポーツ振興課長（小山内 一仁） 先般の、それこそ8月9日、10日の雨の際に、緊急避難が出されたときに、その対象区域の中に、例えば河西体育センターでありますとか、市民体育館、あるいは八幡町にあります海洋センターといった体育施設がその区域内に含まれておりました。実際には、その施設を閉めたりとかという判断ができなまま、開けた状態で実はやり過ぎた——やり過ぎたという言い方がいいかどうか分かりませんが、そういう状況でございました。

実際に、例えば河西体育センターでありますとか市民体育館には、風水害の際の避難所にはなっていないのですけれども、避難してきましたという方がやはり何名か来ておられて、その中で、今回のやつは避難所がここになってますよという御案内はさしあげたみたいですが、実際のところ、その区域内にある避難所を開けておくこと自体がいいのか悪いのかという議論も実は先般、各施設の担当者が集まって行った会議の際に、その8月9日、10日の災害のときの対応ということで、どういった課題があるかということ、こちらから投げかけて情報収集したところ、やはりそういった意見が結構、各施設から出されておまして、ただ、今の指定管理の協定書上は、災害があったときの対応についてはうたっているのですけれども、実際にその当日どうするかですとか、事前の対応というところまで深く掘り下げた内容にはなっていなかったというところもあって、今回、先月の8月の豪雨災害という、今まで経験したことがない災害があったことによって出てきた課題というのも見つかっておりますので、今後のことを見据えながら、その指定管理者と、あるいは市

の防災担当の部局なんかと調整しながら、今後の対策をちょっと検証・検討してまいりたいと考えております。

◎19番（石岡 千鶴子） やり過ぎたではなくて、指示が、施設から行ったでしょう、今日どうするのかと。そうしたら、通常どおりに勤務しなさいという指示をしたでしょう。何でやり過ぎたのですか。開いたのではなくて、そういうことに対して、それにまして、この協定書の中には、緊急事態対策等というふうなのがあって、ちゃんと防犯・防災対策についてマニュアルを作成しなさいとなっておりますよね。それはつくられてあったのですか。

◎スポーツ振興課長（小山内 一仁） 各施設ごとにその緊急対策のマニュアルをつくってございますけれども、今回のような事態に対応できるようなマニュアルには実はなっていなかったということでしたので、これも今後に向けて改善していくべきものと認識しております。

◎19番（石岡 千鶴子） 私、複数の関係者から聞きました。通常どおりにやりなさいという指示があったと。誰がなぜそのような判断を、やり過ぎたのではなくて、開きっ放しになっていたのではなくて、やりなさいという指示を出したのは誰なのですか。

◎スポーツ振興課長（小山内 一仁） その指示をしたのは、私のところで指示させていただいたものでございます。

◎19番（石岡 千鶴子） そこは浸水想定区域ですよ。ましてやあそこは危ないし、やばいしというふうに、レベル5になっている、指示が出されている段階で。みんな逃げてください、命に関わる状態ですというときに、通常の勤務をしなさいということ自体、私は信じられないのですけれども、どうですか。どういう質疑をしたらいいのか私には分からない。

十分反省をして、とてもではないけれども、もうあきれて驚愕、三村知事の言葉を使えば驚愕です。そういう人が、課長、部長になって、課長になってそこに座っていること自体、私は信じられない。少し人間性を磨いて、もうちょっと真剣に、市民の命が関わってますから、真剣にもう1回立て直していただきたいと思います。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって10款教育費に対する質疑を終結いたします。

---

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、11款災害復旧費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎農林部長（中田 善大） 176ページをお開き願います。

11款災害復旧費の決算について御説明申し上げます。

176ページから177ページにかけての1項災害復旧費は、農地、農業用施設及び公園などの復旧に係る経費でありまして、予算現額3455万円に対して、支出済額が2919万5788円で、535万4212円の不用額となっております。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本款に対しては、質疑通告がありません。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって、11款災害復旧費に対する質疑を終結いたします。

---

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、12款公債費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長兼健康こども部理事（森岡 欽吾）

12款公債費の決算について御説明いたします。

決算書177ページの12款公債費は、長期債の元利償還金であり、予算現額84億8454万4000円に対しまして、支出済額は84億8303万9804円で、150万4196円の不用額となっております。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本款に対しては、質疑通告がありません。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって、12款公債費に対する質疑を終結いたします。

---

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、13款予備費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長兼健康こども部理事（森岡 欽吾）

13款予備費の決算について御説明いたします。

決算書177ページの13款予備費は、予算外の支出及び予算超過の支出に充てたものであり、当初予算額5000万円のうち、3345万2248円を充用し、1654万7752円の不用額となっております。

充用した科目及び金額は備考欄に記載のとおりであります。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本款につきましては、1名の質疑通告がございます。会派を指名いたします。

日本共産党。

◎23番（越 明男委員） 13款予備費、1点質疑、1点しかないのですけれども、改めてちょっと確認したいのですけれども、予備費充用の考え方、この処理についてちょっと概要説明をして、改めて確認したいということと、この決算書に示されているのは、私のカウントでは6事業が処理



されているという認識をしておりました。担当課なども決算説明書には書かれておるのですが、財政課が深く関与しているかと思うのですが、充用に当たっての処理の手続についてまずお示しを願いたいと思います。

◎**財政課長（今井 郁夫）** 予備費についてお答えいたします。

まず予備費でございますが、予備費というのは、年度途中での突発的な不測の事態に対応するために使途、使い道を限定しないで計上している予算であります。

予備費を充用、予備費を使用したというときの決算の処理といたしましては、予備費を充てた先、充用した先の執行科目、例えば総務費の事業に使った場合には2款総務費の決算ということでの整理となっております。

あと手続、担当課との手続ということでございますが、そういった予算が不足したとか、予算を追加する必要があるといった場合に担当課から相談を受けまして、その内容ですとか緊急度、あるいはその金額に応じまして、基本的には専決を含めた予算の補正というのが基本かと思いますが、既決予算内での対応、あるいは予備費での対応という選択肢もございますので、その状況に応じて決定してございます。今回の6事業につきましては、予備費での対応ということにさせていただいたものです。

◎**23番（越 明男委員）** ありがとうございます。

金額的には3345万2000円ということで、決して額としては多くはないと思うのですが、ただ行政処理の手続上、改めて充用処理をする場合には、これはいろいろと慎重なことは言える。というのは、補正で追加して処理する場合、補正は増額・減額があります。それから、専決処分があります。今の説明にあるように、予備費の充用という

のは、専決でもない、補正の増減でもない。しかし、自治法はよくできているものだなという思いが改めてするのですけれども、そこで内容は分かりました。

これまでも、遡ること毎年、額は別にして、処理されてきていることも、改めて私も認識、学習いたしました。

そこで課長、今後の対応の問題で、ひとつ御注文と要望を添えたいと思いますので、ちょっと御答弁をお願いしたいのですが、他市の状況、実は予備費充用ということではちょっと打ち込みまして、ずっと調べたら、かなりの市ということではないのですが、私も調査は限界がありますから。議員の皆さん、議会の皆さんに、財政課と担当課というか、原課といいますか、例えば今で言うと、財政課と農村整備課と連名で、こういう理由でこういう内容の充用処理をいたしましたので、議員の皆さんに御通知申し上げますという場面というか、処理にちょっと出くわしたのです。私はこれ、やはり必要かなと、おらほうも。専決でもない、補正増減でもないものですから、ここはスピード処理、緊急度に対する議員の議会の認識を深める意味で、ひとつ処理、その充用処理を行いましたという、いわゆる処理について、議会のほうに説明いただくように改善していく必要があるのではないかなと思うのですが、今井課長、どうですか。

◎**財政課長（今井 郁夫）** 議員の皆様は御報告するよう、今後、方法等を詰めてまいりたいと思います。

◎**委員長（工藤 光志委員）** 以上で、通告による質疑は終了しました。

引き続き、質疑通告をしていない委員の質疑に入ります。順次、会派を指名いたします。

まず、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、さくら未来の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、政心公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、創和会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、櫻鳴会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって、13款予備費に対する質疑を終結いたします。

---

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、一般会計歳入に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長兼健康こども部理事（森岡 欽吾） 歳入の決算について御説明いたします。

決算書11ページの1款市税1項市民税は、予算現額81億7541万8000円に対しまして、収入済額は82億7907万8079円となっております。

2項固定資産税は、予算現額86億7250万5000円に対しまして、収入済額は87億1091万7297円となっております。

3項軽自動車税は、予算現額5億8273万1000円に対しまして、収入済額は5億8181万2751円となっております。

12ページの4項市たばこ税は、予算現額12億8627万8000円に対しまして、収入済額は13億1937万883円となっております。

5項入湯税は、予算現額1285万2000円に対しま

して、収入済額は1257万7350円となっております。

6項都市計画税は、予算現額7億9279万3000円に対しまして、収入済額は7億9505万9039円となっております。

13ページの2款地方譲与税1項地方揮発油譲与税は、地方揮発油税の一部が市町村に譲与されるもので、予算現額1億4942万4000円に対しまして、収入済額も同額であります。

2項自動車重量譲与税は、自動車重量税の一部が市町村に譲与されるもので、予算現額4億2722万4000円に対しまして、収入済額も同額であります。

3項森林環境譲与税は、森林環境税相当額の一部が市町村に譲与されるもので、予算現額2853万7000円に対しまして、収入済額も同額であります。

4項地方道路譲与税は、地方道路税の一部が市町村に譲与されるもので、予算現額1,000円に対しまして、収入済額は1円となっております。

3款利子割交付金は、預金利子等に課税される県税の一部が市町村に交付されるもので、予算現額1163万7000円に対しまして、収入済額も同額であります。

4款配当割交付金は、一定の上場株式等の配当所得に係る県税の一部が市町村に交付されるもので、予算現額5334万2000円に対しまして、収入済額も同額であります。

5款株式等譲渡所得割交付金は、一定の上場株式等の譲渡所得に係る県税の一部が市町村に交付されるもので、予算現額4988万5000円に対しまして、収入済額も同額であります。

14ページの6款法人事業税交付金は、法人事業税の一部が市町村に交付されるもので、予算現額2億3869万円に対しまして、収入済額も同額であります。

7款地方消費税交付金は、地方消費税の一部が市町村に交付されるもので、予算現額42億3345万6000円に対しまして、収入済額も同額であります。

8款ゴルフ場利用税交付金は、県税の一部が市町村に交付されるもので、予算現額826万5000円に対しまして、収入済額は826万5232円となっております。

9款環境性能割交付金は、県税の一部が市町村に交付されるもので、予算現額4255万6000円に対しまして、収入済額も同額であります。

15ページの10款国有提供施設等所在市町村助成交付金は、自衛隊が使用する固定資産の価格及び市町村の財政状況等を考慮して当該施設等の所在する市町村に交付されるもので、予算現額30万円に対しまして、収入済額も同額であります。

11款1項地方特例交付金は、住宅借入金等特別税額控除による個人住民税の減収分などを補填するために交付されるもので、予算現額1億4267万8000円に対しまして、収入済額も同額であります。

2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における固定資産税及び都市計画税の軽減措置などによる減収分を補填するために交付されるもので、予算現額2億5660万4000円に対しまして、収入済額も同額であります。

12款地方交付税は、国税の一部が市町村の財政力等に応じて交付されるもので、予算現額216億2226万5000円に対しまして、収入済額も同額であります。

16ページの13款交通安全対策特別交付金は、交通反則金の一部が市町村に交付されるもので、予算現額2356万1000円に対しまして、収入済額も同額であります。

14款分担金及び負担金1項分担金は、予算現額

776万2000円に対しまして、収入済額は777万3666円となっております。

16ページから17ページの2項負担金は、予算現額3億2830万6000円に対しまして、収入済額は3億2024万7933円となっております。

17ページから21ページの15款使用料及び手数料1項使用料は、予算現額10億2113万1000円に対しまして、収入済額は8億9031万3782円となっております。

21ページから23ページの2項手数料は、予算現額1億2217万1000円に対しまして、収入済額は1億2132万8956円となっております。

23ページから24ページの16款国庫支出金1項国庫負担金は、予算現額146億3726万4000円に対しまして、収入済額は140億4884万818円となっております。

24ページから27ページの2項国庫補助金は、予算現額113億3264万9212円に対しまして、収入済額は85億6696万9563円となっております。

27ページの3項委託金は、予算現額4123万4000円に対しまして、収入済額は4591万5309円となっております。

27ページから28ページの17款県支出金1項県負担金は、予算現額43億5311万1000円に対しまして、収入済額は43億1589万1462円となっております。

28ページから30ページの2項県補助金は、予算現額48億2479万700円に対しまして、収入済額は15億7472万4731円となっております。

30ページから31ページの3項委託金は、予算現額5億1312万9900円に対しまして、収入済額は4億6150万7399円となっております。

31ページから32ページの18款財産収入1項財産運用収入は、土地・建物等の貸付収入及び基金から生じる利子等であり、予算現額4762万3000円に対しまして、収入済額は4412万8818円となってお

ります。

32ページの2項財産売払収入は、不動産・物品等の売払収入でありまして、予算現額2億8749万7000円に対しまして、収入済額は2億9397万6657円となっております。

32ページから33ページの19款寄附金は、予算現額11億2788万9000円に対しまして、収入済額は10億8075万8519円となっております。

33ページから34ページの20款繰入金1項基金繰入金は、一般会計の財源として各基金から繰入れたもので、予算現額17億482万3000円に対しまして、収入済額は3億8030万6747円となっております。

34ページから35ページの21款繰越金は、予算現額7億8156万95円に対しまして、収入済額は7億8155万9440円となっております。

35ページの22款諸収入1項延滞金、加算金及び過料は、予算現額2400万1000円に対しまして、収入済額は5459万6320円となっております。

2項市預金利子は、予算現額4万円に対しまして、収入済額は17万7096円となっております。

35ページから36ページの3項貸付金元利収入は、予算現額12億6347万3000円に対しまして、収入済額は11億6330万1001円となっております。

36ページから37ページの4項受託事業収入は、予算現額1億1185万4000円に対しまして、収入済額は8124万5783円となっております。

37ページから41ページの5項雑入は、予算現額14億1043万1000円に対しまして、収入済額は15億2463万6061円となっております。

41ページから43ページの23款市債は、建設事業の財源などとして借入れた長期債であり、予算現額75億590万円に対しまして、収入済額は67億9660万円となっております。

なお、差額のうち6億3270万円は、令和4年度へ繰り越した事業に係る財源として令和4年度で

借入れする予定のものであります。

説明は以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 昼食のため、暫時休憩いたします。

〔午前11時37分 休憩〕

〔午後 1時00分 開議〕

◎委員長（工藤 光志委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

歳入に対しては、質疑通告がありません。

御質疑ありませんか。

◎26番（田中 元委員） 午後一ですけれども、財務部長がせっかく御説明いただきましたので、質疑をさせていただきたいとの思いで立たせていただきました。

我が会派は、持ち時間が残ったら私に回るという、私は補欠選手でありまして、待つて待つていたら、土壇場、歳入まで来てしまいました。大変申し訳ありませんけれども、やらせていただきたいと思っておりますけれども。よって、私も急いでいましたので、ちょっと通告はしていません、悪しからず。申し訳ないのですけれども。

そのような話ですので、私は財務部にお聞きしますけれども、特別くどい話もしません。細かい話もしませんし、財政得意の数字も要りません。ただ、私の質問に対して、いや、それはこういうことだよと教えていただければ、私は、はい、分かりましたとすぐ下がりますので、お願いしたいと思っておりますけれども。なおかつ私、さっき思い立ったことがありましたので、変な話でしたら、そんなことは今言われてもと、聞いておきますと、その答えもオーケーです。

私どもの会派の皆さんは、財務部の皆さんは、いつ、どんと質問しても、ぱたぱたとすぐ答えてくれると、心配するなという後押しがありました。

今、決算の審議中でありますので、それが各部の事業、各種各事業と、いろいろ質疑応答されていますけれども、何といたっても事業はされていますけれども、財務部がオーケーしなければ、何一つ事業はできないと、分かりますね。よってもう、財務部はもう市役所の中を牛耳っていると。ちょっと言葉悪いですけども、言葉よく言えば扇の要ということなのです。私、皆さんの御苦勞を十分評価をしております。日頃の御苦勞、分かります。よって、私であれば、財政課の皆さんの給料を倍にします。と、その財務部のコマースャルをして、これからお願いしたいと思います。

歳入ですので、決算書の1ページか2ページかな、2ページか、ここで行きたいと思います。

まずは8款のゴルフ場利用税交付金に関わる話であります。

前に、以前、財政課長とこの話をしたことがありますので、聞いていただけるとは思いますけれども、まずはこの交付金、国から県を通して市に入りますと。なおかつ当市の施設の利用人数によって配分をされてきますと、そのようなものなのかどうか、まずは確認をさせていただきたいと思えます。

◎**財政課長（今井 郁夫）** ゴルフ場利用税交付金についての御質疑かと思えます。

こちらにつきましては、要件を満たした課税の対象となる施設でのゴルフの利用者に対して、利用料金に応じて税額が決定されていますけれども、それに基づいて1人当たり幾らということでは県が徴収し、それを所在する市町村のほうに10分の7、市町村には10分の7が配分されるということになっております。

◎**26番（田中 元委員）** 今、10分の7というお話でありましたけれども、それにしても、基になるのが利用者数ということが原点ですね。それでよろしいのですか。

◎**財政課長（今井 郁夫）** それぞれの利用料金がありますけれども、それに人数を掛けたものが入ってくるということになります。

◎**26番（田中 元委員）** そこで、例えば青森市はゴルフ場が複数ありますし、近いところでは隣、平川市はゴルフ場が2か所あります。津軽高原ゴルフ場、それからびわの平ゴルフ場、2か所あります。よって、平川市の決算書の項目には、この2か所のゴルフ場の合算したトータルの数字を基にした交付金がここに出てきます。

一方、弘前市はゴルフ場が1か所です。1か所ですね、津軽カントリー。そこで、ここの交付金の欄をちょっと見ますと、ここ一、二年は大体700万円、800万円台。この辺で推移していますけれども、10年、20年ぐらい前までは、私の記憶では1000万円を超えた時期も実はあったのです。それからずっと浮き沈みがあって、ずっと現在に至っているわけです。

よって、ここの利用者数をもって算定をしていけば、その利用者数と津軽カントリーの社内事情はよく知りませんし、納税額も当然分かりません。しかしながら、ここの利用者数を基にした数字と会社の内情、ひいては税額はある程度連動していくと、通常そう思います。それはなぜかという、この額を見れば、大体この会社が最近いいのか悪いのか、推測できます。私、長年見ていますと。この額によって、会社の大体最近いいのだとか、最近あまりよろしくないな、厳しいなどある程度推測できます。よって、この数字は限りなく個人情報に近いなど、これは私の感想です。これがいかなものかなと思っておりますので、財政課長の御見解をお聞きしたいと思います。

◎**財政課長（今井 郁夫）** いわゆる利用者の増減、ひいては利用料金を基にした税額を見れば、その経営の一端が伺えるのではないかといった御趣旨かと思うのですが、その利用料金だけ

での収入であれば、そういった推測の材料ということも言えるのかもしれませんが、かかる経費がありますとか、そのほかの収入というものもございますので、これだけをもって会社の経営を判断できるかといえば、私的にはちょっと材料としては足りないのかなと思っています。ですので、それが個人情報になるのかということでは、ちょっと今、即答はできない部分もありますけれども、いろいろな要素が絡んでいますので、この税額だけでそういうふうにはならないのではないかなというふうに考えます。

◎26番(田中 元委員) だから、さっき私が言ったとおり、会社の企業努力なり等々あるということ的前提にすれば、それは中身は我々は詳しい事情というのは計り知れないわけでありまして、そういうのを全部加味をされるのだというようなお話だと思います。それも分かるわけでありましてけれども、いずれにしてもこの数字は、私さっき言ったように、非常に分かる人が見れば、憶測、推測できるというような数字で、黒とは言いませんけれども、これは非常にグレーゾーンなど、このように私、思っています。後でいいですので、また再度、御指導を賜りたいと思います。

次に、市税の徴収方についてお聞きをしたいと思います。

私、先般、納税組合の役員の方から、昨年の納税組合役員研修会の席で、市のほうから、現状は納税組合があります。その会計なり集金人なりが集金して回ります。よって、これに報酬が出るのですね。出るのですね、たしか。計算されていると私、聞いていましたけれども、違ったら後から否定をしていただきたい。

そこで、もう一つあるのが、近年、なかなか組合員も高齢化していましたと。仕事の関係でなかなか集金に歩く人が大変だと。このケースを、こ

ういうケースなのですね、来年度から——多分来年度からと言っていましたけれども、組合員以外の第三者に集金を委託できると。その報酬は市が払いますというような説明が市のほうからされましたというのを私聞いたのです、聞いた話ですので、実際にそういうことあったのか確認をさせていただきたいと思います。

◎収納課長(中田 和人) 納税貯蓄組合の集金に係ることでございますが、納貯法でいきますと、要はその組合員以外の方が集金とか事務を行う場合に、その費用を払うことはできるとうたわれております。ただ、それをやるとなると、要は源泉徴収とか出さないといけなくなりますので、組合のほうでまずその源泉徴収の届、その届出を税務署のほうに出して、きちんとやらなければならないというのがあります。それで、組合の方々からいろいろお話を伺っていると、高齢化とともにやはり事務が非常に煩雑だというふうにも言われております。ですから、今度それをやるとなったときに、要は組合のほうで源泉徴収とかきちんとできるのかなと。その辺も含めて、実は高齢化もあって、いろいろ組合の維持が難しいので、今、組合のほうで検討会を開催、月1回から2回のペースで今やっております。その中で、今後どうすればいいかということを検討している次第でございます。

◎26番(田中 元委員) まず、今お話をしましたけれども、まだ検討している最中ですか。検討中なのですか。さっき申し上げましたとおり、その私が聞いている納税組合の役員の方は、来年度からそのように実施しますというように話をされたというようなことを実は聞いたので、それはいいです。

そこで、そうすれば、組合員以外の第三者に例えば集金、事務もそうですが、集金の委託をできると、このことはできるのですね。できるという

ことですよね。いいです、うなずいていましたから、いいのでしょう。

もし、私も含めて当然、個々人にしてみれば、自らの税額、納税額は最も知られたくない個人情報 の最たるものですね、これは。これだけは誰にも、これは知られたくないと、大半の人がそうだと思います。よって、それを第三者に委託した場合、報酬まで出すというのだから、守秘義務はどのようになるのですか。例えばその守秘義務を課すのか、課すことができるのか、また強制できるものなのか、罰則が適用されるものか、この守秘義務についてお聞かせください。

◎**収納課長（中田 和人）** 第三者の方がやられた場合も、当然その個人情報の守秘義務は課されます。

◎**26番（田中 元委員）** 今お聞きしたのは、守秘義務があります、それは分かります。ただ、守ってくれよ、はい終わりかということを知っているのです。確実に守秘義務を課すことができるのかと。ただ守ってくださいよ、お願いしますよなのか、はっきり、これは非常に今後の納税組合の存亡にも関わる話です。私ははっきりその守秘義務、これが外に漏れたとなったら、仮ですよ、仮の話。そのケースがもし仮にあったとすればもう大変な話ですよ。よって、今言ったように、お願いしますなのか、はっきりその守秘義務を課すことができるのかです。そこをもう1回お知らせください。

◎**収納課長（中田 和人）** そういうところの法的根拠も含めて、今、その検討会のほうでは調査しながら、それで最終的には、個々の組合の判断にはなるとは思いますが、全体としてどのように取り扱っていいのか、できるのかということをお示しするためにも、今、検討会のほうで調査研究しているところでございます。

◎**26番（田中 元委員）** 基本的に原則は組合

員の中で集金します、事務をやります。これは一義的には多分そうなのでしょう。今言ったように、さっき言ったように、そういうケースもオーケーですよということになって、検討中だとかなんとかと、私が聞いた限りでは来年度から実施するというような言い方をしてましたよと、私は聞いたものだから今お聞きしていますが、いずれにしてもさっき言ったように、個人の納税額は、もう個人情報の最たるものです。その守秘義務をしっかりと丁寧に、漏れなく守っていただけるようにしっかりとやっていただきたいと思います。

それから、次です。次ちょっと戒名が長いので、ちょっと待ってください……。10款の国有提供施設等所在市町村助成交付金です。ちょっと戒名が長いので。30万円、3年度に入ってきました。これは、主には嶽地区にある自衛隊が演習用に使っているあの土地に関わる交付金ということで理解してよろしいですか。

◎**財政課長（今井 郁夫）** 今、委員おっしゃられたところに係る税金です。

◎**26番（田中 元委員）** そこで、この年額30万円というのは、私の記憶ではここ二、三十年間、ずっとほとんど変わっていませんね。変わっていないのです、ずっと。そういえば、あそこちょっと土地の面積、今ちょっと私は分かりませんが、かなり広いということだけは分かっています。そこで、あそこは原野だからそのぐらいの額で相当だろうと言うかもしれませんけれども、もうこれ相当、何十年間も変わっていません。たしかそうですね。

実はここだけの話ですけども、あの地帯はえらい山菜の宝庫でして、ゼンマイから始まってキノコまで、えらい山菜の宝庫なのです。ところが、言うまでもなく、自由に立ち入りができないということです。あの山菜を取って金に換算すれば、30万円どころではないですよ。私で言えば、

帳尻が合わないと言いたい。本当にあそこ、私、さっきゴルフ場の話もしましたけれども、私も下手の横好きで、たまに利用税を払って球打ちに行っていますけれども、あのやっているプレー最中にえらい射撃音でえらい音なのです。大砲も撃っている。私は弱いものですから、えらい音で、大変でスコアが乱れてしまうのです。あれがなければもうちょっといいはずなのですけれども、えらい射撃の音がすごくて、嶽地区の人はよく我慢しているなどと思っています。私も国家防衛のためにやむを得ず私は我慢してゴルフを続けていますけれども。

そういうことで、いずれにしても、この何十年間も変わっていないこの交付金、もうちょっと増額できないかという要望を国に対してしてもらうことはできないものでしょうか。

◎財政課長（今井 郁夫） 確かに委員おっしゃるとおり、30万円という金額はずっと続いてきていまして、一応国の積算に基づいて交付されるものとなっていますので、その仕組み等をきっちり勉強させていただいて、検討させていただきたいと思います。

◎26番（田中 元委員） そう簡単にいかないと、右左にいかないとするのは分かります。今ちょっと話がありましたけれども、この際、木村防衛政務官にでも陳情活動をしますか。

それはそれとしておいて、私は一つ言いたいことがあるのは、あそこの人、そういう施設があることによって、何年前かな、当時の岩木町時代にあの嶽地区が常盤野の集会所を建設する際に、総事業費はちょっと忘れましてけれども、その総事業費の、当時は防衛施設庁という名前で、今は変わったようですけれども、という防衛施設庁がありまして、そこが何と補助率7割でした。その他、有利な起債というのを使えば、あそこは非常に安く建っている建物です、常盤野集会所。安い

から建物が弱いのではないと思うのですけれども。ですから、一面ではそういうことも視野に入れば、財務部長、嶽地区にそういうような大きな事業があった場合には、即刻判こをつけていただきまして、有利な財源をもって推し進めていただくというように、今からお願いをしておきたいと思います。

次に、もう一つ、ついでに行くか。委員長、お願いがありますけれども、次に私、たばこ税の話についてちょっとしたいのですけれども、途中でちょっと横のほうにスライドするかもしれませんので、多少は何かお許しを頂きたいと思います。

3年度のたばこ税、13億円幾らです。仮にこのたばこ税がなければ、13億円なんていうのは、どこから持ってくるかと、もう至難の業ですね。どこから持ってくるのだという。これについては、私は高額納税者でありまして、市の財政に少なからず、微々たるものですけれども、寄与はしていると思いますけれども。私、少数派を代表して話をさせていただきますけれども、市の施設全てです。そしてこの市役所本庁の中は一切禁煙です。敷地内、一切禁煙、駄目です。それはそうしたのでしょうけれども、そこで何を言いたいかと言えば、その市役所のど真ん中でたばこを販売しているわけです。コンビニ。これ、私に言わせれば、あそこはターゲットが市民なのか職員なのかよく分かりませんが、一切たばこを吸ってはならないよというエリアのど真ん中でたばこを販売していました。これはいかがなものかというような、これは私の個人的な感想です。

そこで、市民の皆さんは、市役所に用事があれば来て、30分とか1時間とかいろいろあるでしょうけれども、用事が済めば帰って、あの辺の近くのコンビニ、弘前はコンビニが多いです。全部灰皿、喫煙所がセットになっています。多分、職員



も帰りに買って行くのかもしれませんが。それでも、ここでなくても、出ればすぐコンビニ、こんなに多いところはないですよ。即刻、灰皿を置いています。

そこで、議員というのはたまに来るだけですからいいにしても、職員の皆さんが喫煙をする人は、もう大変だろうと、私は本当に一計を案じています。

そこで、これ私としては、例えば屋上あたりでも灰皿一つ置いたらどうなのですか。それは、全部やめますと、清く美しくやりましょと、それでもいいのですけれども、それも分かりますけれども、あそこに屋上であれば誰の邪魔にも多分ならないと思うのです。たばこを吸いながらのコミュニケーション、結構有益ですよ。私、いろいろためになったことがありました。それはそれとして、そういうことを検討してみる気はないかと。そこで私は、さっき言ったように、そのコンビニの問題、喫煙所の問題。私、今ここでこれを、答えを求めれば多分、今ここでそんなことを言われても我々の一存では答えられませんと、その答えが来るのは予測できますので、私は聞きません。多分、その答えです。答えは分かっています。よって、私も、工藤委員長も困っています。ぜひこの機会に御一考をしていただきたいということをお願いをしたいと思います。

あとはさっき言ったように、財務部はもう市の要ですので、どうか市の健全財政維持のために、今後とも一層の御活躍を願って終わります。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって、一般会計歳入に対する質疑を結びたいします。

討論に入ります。

議案第94号に対し、御意見ありませんか。

◎23番（越 明男委員） 議席番号23番日本共産党の越明男です。私は、会派日本共産党を代表して、議案第94号令和3年度弘前市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の意見を述べ、討論を行います。

まず経過について述べます。

本議案の元となった予算案時は、私が会派を代表して3点にわたっての意見を述べ、反対の態度を取りました。

次に、本議案への反対理由を述べます。

第1、国の進めた消費税10%強行への櫻田市政の対応についてです。消費税10%の強行の結果、税金の不公正が拡大し、市民の生活はますます苦しくなっています。それにもかかわらず、決算説明書では、このことを社会保障制度の充実及び安定化と財政健全化を同時に達成するためと位置づけております。その実は、消費税の大増税が社会保障制度の改悪と同時に進行してきたことを指摘しておきます。

第2、圏域行政、定住自立圏構想などの広域連携をめぐってです。これは総務省、安倍・菅内閣がこの間進めてきたもので、今、市町村単位で担っている行政を中心都市と周辺自治体から成る圏域単位で行うことを標準化する動きです。地方自治体の本来の在り方を後退させるものです。この方向に弘前市政の軸足を置く必要はないことを強調しておきます。

第3、以上の点を踏まえながら、具体的に反対の款項目及び事業名の幾つかを指摘します。

2款中心、地方創生推進費及び圏域定住自立圏関連事業、2款3項1目、マイナンバーカード関連事務等業務委託料、同じく2款3項1目、市民課窓口業務等委託料、3款3目1項、次世代医療基盤法関連事業、7款1項3目、津軽圏域DMO推進事業、8款4項5目、駅前広場・山道町樋の

口線街路整備事業、同じく8款4項5目、住吉山道町線道路整備事業、10款4項4目及び10款4項7目、市立図書館と郷土文学館指定管理料、10款4項10目、れんが倉庫美術館等指定管理料。

今日、岸田政権は、安倍・菅政治を受け継ぎ、新しい資本主義、デジタル田園都市国家構想などと新たな地方創生施策を行おうとしています。国・政府の悪政から市民・住民を守る防波堤が自治体の本来の役割です。私たちは引き続いて、市民・住民の福祉増進のために奮闘することをこの場でお誓い申し上げます。

以上で、会派を代表しての討論といたします。御清聴に感謝申し上げます。

◎6番（齋藤 豪委員） 私は、会派櫻鳴会を代表して議案第94号令和3年度弘前市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で意見を申し上げます。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や原油価格の高騰など、市民生活や事業活動が大きな影響を受けた年であり、また、長年にわたり市民の命と健康を守り続けてきた市立病院がその役割を終え、新たに弘前総合医療センターへ移行するための道筋をつけた区切りの年でもありました。このような中、市では、感染拡大、重症化予防のためのワクチン接種を強力に進めるとともに、生活困窮者や子育て世帯への支援など、市民の生活を守る取組を積極的に行ってきました。

また、事業活動や地域経済の下支えをするために、販売促進事業への支援や事業継続支援金を給付するなど、令和2年度に続いて20回を超える補正予算を編成し、全力で取り組んでいただいたものと評価しております。

さて、令和3年度の一般会計歳入歳出の決算を見ますと、歳入895億4204万円に対し、歳出874億8549万5000円で、差引き20億5654万5000円の残額

を生じており、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は13億2484万7000円の黒字となっております。

財政の健全性を示す指標である実質公債費比率、将来負担比率は、いずれも早期健全化基準を大きく下回っており、良好な比率を維持しています。

また、財政の弾力性を示す経常収支比率は、これまで高い値で推移し、硬直化の傾向が見られましたが、令和3年度は大きく改善しております。

基金現残高については、財政調整基金が前年度に比べ、約3億4000万円増の29億2000万円、基金全体では前年度に比べ、約9億1000万円増の約100億1000万円となっております。

これらのことから、令和3年度一般会計予算の執行は、財政の健全性に留意し効率的に行われたものと思われ、各款にわたり、計上予算の目的に沿って、誠実かつ適切に予算を執行したものと判断されるところであります。

よって、議案第94号については、認定することに賛成するものであります。

御清聴、ありがとうございます。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対しては反対がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり認定するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎委員長（工藤 光志委員） 起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり認定いたします。

た。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第95号令和3年度弘前市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎健康こども部長（一戸 ひとみ） それでは、議案第95号令和3年度弘前市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

178ページの次の表紙を御覧願います。

決算額は、歳入が198億6445万6230円、歳出が191億4796万5517円で、歳入歳出差引残額は7億1649万713円であり、この残額は翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳出から御説明申し上げますので、189ページをお開き願います。

1 款総務費 1 項総務管理費は、予算現額2億5784万2000円に対しまして、支出済額が2億4966万9883円で、817万2117円の不用額であります。

190ページをお開きください。

2 項徴収費は、予算現額3816万3000円に対しまして、支出済額は3431万9640円で、384万3360円の不用額であります。

3 項運営協議会費は、予算現額42万1000円に対しまして、支出済額23万1988円で、18万9012円の不用額であります。

191ページをお開きください。

2 款保険給付費 1 項療養諸費は、予算現額113億5086万3000円に対しまして、支出済額は110億5660万5673円で、2億9425万7327円の不用額でございます。

2 項高額療養費は、予算現額19億1164万9000円に対しまして、支出済額は16億5188万1477円で、2億5976万7523円の不用額であります。

192ページをお開きください。

3 項移送費は、予算現額2,000円に対しまして、支出済額はございません。

193ページをお開きください。

4 項出産育児諸費は、予算現額5042万6000円に対しまして、支出済額は2836万3870円で、2206万2130円の不用額であります。

5 項葬祭諸費は、予算現額1620万円に対しまして、支出済額は1370万円で、250万円の不用額であります。

6 項傷病手当金は、予算現額81万8000円に対しまして、支出済額は2,267円で、81万5733円の不用額であります。

3 款国民健康保険事業費納付金 1 項医療給付費分は、予算現額33億9131万5000円に対しまして、支出済額は33億9131万3355円で、1,645円の不用額であります。

194ページをお開きください。

2 項後期高齢者支援金等分は、予算現額11億3900万7000円に対しまして、支出済額は11億3900万5864円で、1,136円の不用額であります。

3 項介護納付金分は、予算現額6億5545万円に対しまして、支出済額は6億5544万9869円で、131円の不用額であります。

4 款保健事業費 1 項特定健康診査等事業費は、予算現額1億5657万5000円に対しまして、支出済額は1億1950万1906円で、3707万3094円の不用額であります。

195ページをお開きください。

2 項保健事業費は、予算現額8203万8000円に対しまして、支出済額は5702万4531円で、2501万3469円の不用額であります。

196ページをお開きください。

5 款 1 項基金積立金は、予算現額12億559万8000円に対しまして、支出済額は6億5165万2493円で、5億5394万5507円の不用額であります。

6 款 1 項公債費は、予算現額30万円に対しまして

て、支出済額はございません。

7 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金は、予算現額 1 億 893 万円に対しまして、支出済額は 9924 万 2701 円で、968 万 7299 円の不用額であります。

197 ページをお開きください。

8 款 1 項予備費は、予算現額 1000 万円に対しまして、充用額はございません。

次に、歳入について御説明申し上げますので、184 ページにお戻り願います。

1 款 1 項国民健康保険料は、予算現額 40 億 1926 万 8000 円に対しまして、収入済額は 40 億 6082 万 504 円であります。

185 ページをお開きください。

2 款使用料及び手数料 1 項手数料は、予算現額 72 万 1000 円に対しまして、収入済額は 53 万 4440 円であります。

3 款国庫支出金 1 項国庫補助金は、予算現額 1509 万 1000 円に対しまして、収入済額は 1484 万 4000 円であります。

4 款県支出金 1 項県補助金は、予算現額 137 億 1750 万 7000 円に対しまして、収入済額は 132 億 3539 万 2518 円であります。

5 款財産収入 1 項財産運用収入は、予算現額 3 万円に対しまして、収入済額は 2 万 9956 円であります。

185 ページから 186 ページにかけての 6 款繰入金 1 項一般会計繰入金は、予算現額 18 億 5321 万 6000 円に対しまして、収入済額は 18 億 1792 万 495 円あります。

2 項基金繰入金は、予算現額 4077 万 8000 円に対しまして、収入済額はございません。

7 款諸収入 1 項延滞金、加算金及び過料は、予算現額 1405 万 2000 円に対しまして、収入済額は 1929 万 315 円あります。

187 ページをお開きください。

2 項雑入は、予算現額 6331 万 2000 円に対しまして、収入済額は 6400 万 1465 円あります。

188 ページをお開きください。

8 款 1 項繰越金は、予算現額 6 億 5162 万 2000 円に対しまして、収入済額は 6 億 5162 万 2537 円あります。

説明は、以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対しては、1 名の質疑通告がございます。会派を指名いたします。

日本共産党。

◎20 番（石田 久委員） 私は、184 ページの 1 款 1 項 1 目の国民健康保険料について質疑したいと思います。

令和 3 年の国民健康保険料は、弘前市は国保料を引き下げたということで約 2 億円以内という形で引き下げたわけですが、そういう中で保険料収入が減少する見通しということでしたけれども、蓋を開けてみますと単年度で 6 億 5000 万円の単年度黒字というようになっておりますけれども、それが、当初予算の収入決算となった理由は何かということでお答えしていただきたいと思っております。

◎国保年金課長（葛西 正樹） 令和 3 年度の国民健康保険料の収入であります。当初予算では、現年度分の国保料収入として約 33 億 3232 万円の収入を見込んでおりました。これは、昨年 6 月の定例会におきまして、国保料を料率改定、引下げということで条例改正を行っておりますけれども、その引下げ分の収入減を見込む前の数字でございますので、その分を加味しますと、もともと当初の予測といたしましては、32 億円程度の収入まで落ち込むと予測していたものであります。これに対し、最終的な国保料収入は、現年度分で 38 億 6325 万 2351 円となっております。差引きいたしますと、結果としては、6 億円以上見込みより多

く収入されたという結果になっております。

その要因でございますが、主なところで言いますと、まず農業に係る所得が新型コロナウイルス感染症の影響、消費の冷え込みによって減少すると見込んでいたのですけれども、実際には大幅な所得増となっております、農業収入に係る令和2年度の賦課対象所得金額は約49億7000万円ということだったのですけれども、令和3年度につきましては、同所得金額が77億1000万円となっております。この農業所得を中心に、所得の大幅増があったということと、また収納率につきましても、令和2年度は92.77%だったのですけれども、3年度が93.84%と、1.07ポイント上昇しているといったことも要因となって、増となっているものでございます。

◎20番（石田 久委員） 当初の市の見込みは、令和3年度は7500万円の赤字というような形で出たわけです。それで、このときは国保料の引下げということで、市民の生活がかなり苦しい中で、これを約2億円以内ということでやったわけですけれども、しかし蓋を開けてみますと、これほど額が違うというのは、はっきり言っているいろいろな他の自治体を見ますと、これほどの違いというのは、はっきり言って保険料、やはり高過ぎる保険料なのかなというのをすごく感じるわけです。

そういう中で聞きたいのは、質疑したいのは、そういう高過ぎる国保料の中で、一方で納付が困難で滞納となったり、ペナルティーを受ける世帯が増えているようですけれども、そういうような状況はどうなっているのか。多くの市民の皆さんは、所得の1割を超える保険料で大変だと、生活費に食い込む国保料だと、払えば食べられないと、そういう声が大きく聞かれるわけですけれども、その辺についてはどうなのでしょう。

◎国保年金課長（葛西 正樹） ペナルティーと

いうことでございますが、保険料滞納による差押えや保険証の短期証発行、資格証明書発行のことだと思いますので、令和3年度の件数と前年との比較をまずお答えさせていただきます。

まず、差押え件数に関しましては、滞納となっている税目に国民健康保険料が含まれている場合の件数等の本年の5月31日現在の数字でございますが619件で、前年比マイナス18件となっております。

次に、短期証を発行している世帯数であります、683世帯となっております、前年比マイナス256世帯。資格証明書の発行世帯数であります、こちらは118世帯となっております、これも前年比でマイナス71世帯となっております。

滞納の状況でございますけれども、まず滞納をされている世帯数は、こちらも5月31日現在ですけれども、2,330世帯となっております、前年比マイナス249世帯となっております。

◎20番（石田 久委員） 市のいろいろな国保の収入のことで見ますと、7割、5割、2割軽減がありますけれども、令和2年度と令和3年度を比較しますと、この7割軽減のところは何と400世帯も増えている。つまり、かなりの収入が減って、りんご農家以外の方の、例えば商売をやっている方とか、そういう人たちが急激に所得が落ちているというような状況です。確かにりんご農家の方は、この年はすごく収入が高くなったわけですけれども、一方、商売やっている方とか、いろいろな方々は逆にコロナ禍によって収入がないとか、いろいろな中で見ると、具体的にいくと9,914世帯が7割軽減になってしまったと。その一方で、軽減なしが逆に増えているわけですが、これがりんご農家の方だと思うのですが、そういうようなかなり格差が出ているという中で、やはりペナルティーをかけているところを見ますと、例えば子供がいる世帯は、何とゼロ

歳から18歳までの国保加入者が2,800人ほどいますけれども、その1割の子供たちが、親が滞納者になっているというような現状であります。ですから、そういう意味では、このペナルティーに対して市としては、そういう意味ではどういような、もう少し相談するとか、軽減をするとかいろいろなことがあると思うのですけれども、その辺についてはどうでしょうか。

◎国保年金課長補佐（相馬 延承） 滞納世帯に関しましては、実際のところ、滞納というか、資格証明書になるには弁明書を出していただくとか、何回か交渉して交渉に至らない場合、結局納付の相談等に至らない場合はそういうケースになりまして、実際滞納というのに関しましては、1期分であってもその期日が過ぎて督促が出たものを世帯として捉えますので、実際、石田委員に資料要求されました今年の2月1日現在の数字と7月31日の数字をお渡ししましたが、2月1日現在であれば、実際去年の12月、6期までで滞納があつて督促を出した人をカウントしましたが、以降、1月、2月、それから3月31日までに新たに加入した人に関しましては国保の切符を3月、4月とかというふうに交付しますので、それが期日までに納付されず督促が出れば滞納世帯としてカウントされ、その中の子供がいる世帯が実際2月よりも増えているというのが集計上の状況となっております。

滞納イコールすぐ資格証明書とか短期証ではございませんので、収納課のほうでも納税推進員を導入して、滞納している方には早期に電話での納め忘れではないかという形のアプローチをしており、その後、必要に応じてその相談するとか、短期証の際には窓口交付の形で相談を受ける機会をつくるなど、そういった形で市民の状況を確認した上での対応に努めております。という形で、即ペナルティーを課しているという形ではござい

ません。

◎20番（石田 久委員） 次に、5款1項1目のところでございますけれども、基金積立金についてです、196ページ。この基金積立てなのですけれども、令和元年から令和4年まで見てもかなりの基金がありますけれども、この辺について、具体的にはどのぐらいなのでしょう。

◎国保年金課長（葛西 正樹） 最新の国保財政調整基金の基金残高は、本定例会に補正予算で提出いたしました基金積立金を議決いただいた後に処理いたしますと、トータルで25億7315万2135円と、これが最新の数字となります。

◎20番（石田 久委員） はっきり言って、かなりこの基金の状況も、1年前の市が出した提供と今回25億円というような形ですけれども、以前は、令和7年にはもう基金がなくなるのだという説明であつたわけですが、それが今回、この25億円ということで、やはりこれは市としても次期の保険料では大幅に引き下げることを訴えまして、これで終わりたいと思います。

◎委員長（工藤 光志委員） 以上で、通告による質疑は終了しました。

引き続き、質疑通告をしていない委員の質疑に入ります。順次、会派を指名いたします。

まず、政心公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、創和会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、櫻鳴会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、さくら未来

の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり認定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり認定いたしました。

---

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第96号令和3年度弘前市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎健康こども部長（一戸 ひとみ） 議案第96号令和3年度弘前市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

198ページの次の表紙を御覧願います。

決算額は、歳入が21億5436万2725円、歳出が21億987万3215円で、歳入歳出差引残額は4448万9510円であり、この残額は翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳出から御説明申し上げますので、206ページをお開き願います。

1款総務費1項総務管理費は、予算現額4539万

1000円に対しまして、支出済額は4205万6876円で、333万4124円の不用額であります。

2項徴収費は、予算現額1026万3000円に対しまして、支出済額は777万2513円で、249万487円の不用額であります。

207ページをお開きください。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金は、予算現額20億5869万9000円に対しまして、支出済額は20億5758万8376円で、111万624円の不用額であります。

3款諸支出金1項償還金及び還付加算金、予算現額516万円に対しまして、支出済額は245万5450円で、不用額は270万4550円であります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、204ページにお戻り願います。

1款1項後期高齢者医療保険料は、予算現額14億866万8000円に対しまして、収入済額は14億5264万6163円であります。

2款使用料及び手数料1項手数料は、予算現額25万円に対しまして、収入済額は3万6610円あります。

3款繰入金1項一般会計繰入金は、予算現額6億6950万8000円に対しまして、収入済額は6億6274万7074円あります。

4款諸収入1項延滞金、加算金及び過料は、予算現額33万2000円に対しまして、収入済額は18万8420円あります。

2項償還金及び還付加算金は、予算現額516万円に対しまして、収入済額は199万9490円あります。

205ページをお開きください。

3項雑入は、予算現額1万5000円に対しまして、収入済額は116万4795円あります。

5款1項繰越金は、予算現額3558万円に対しまして、収入済額は3558万173円あります。

説明は、以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対しては、  
質疑通告がありません。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、  
これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、  
これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり認定するに御異議ありま  
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認め  
ます。

よって、本案は、原案のとおり認定いたしまし  
た。

---

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第97号  
令和3年度弘前市介護保険特別会計歳入歳出決算  
の認定についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎福祉部長（秋元 哲） 議案第97号令和3年度  
弘前市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて御説明申し上げます。

208ページの次の表紙を御覧願います。

決算額は、歳入が198億1998万4200円、歳出が  
192億8637万8877円で、歳入歳出差引残額は5億  
3360万5323円であり、この残額は翌年度へ繰り越  
しております。

それでは、歳出から御説明申し上げますので、  
219ページをお開き願います。

1款総務費1項総務管理費は、予算現額4億  
364万6000円に対しまして、支出済額が2億8861

万1188円、翌年度繰越額は6373万4000円で、5130  
万812円の不用額であります。翌年度繰越額は、  
地域密着型サービス整備等事業、認知症高齢者グ  
ループホーム等防災改修等支援事業、介護施設等  
感染拡大防止対策事業に係るものであります。

220ページをお開き願います。

2項徴収費は、予算現額1280万円に対しまし  
て、支出済額は1165万4507円で、114万5493円の  
不用額であります。

3項介護認定審査会費は、予算現額5043万円に  
対しまして、支出済額は5043万円で、不用額はご  
ざいませぬ。

2款1項保険給付費は、予算現額180億2172万  
4000円に対しまして、支出済額が176億7169万  
3618円で、3億5003万382円の不用額でありま  
す。

221ページをお開き願います。

3款1項地域支援事業費は、予算現額11億362  
万9000円に対しまして、支出済額は9億5791万  
9921円で、1億4570万9079円の不用額でありま  
す。

224ページをお開き願います。

4款1項基金積立金は、予算現額1億563万  
5000円に対しまして、支出済額は1億563万4664  
円で、336円の不用額であります。

5款1項公債費は、予算現額100万円に対しま  
して、支出済額はございません。

6款諸支出金1項償還金及び還付加算金は、予  
算現額2億196万8000円に対しまして、支出済額  
は2億43万4979円で、153万3021円の不用額であ  
ります。

7款1項予備費は、予算現額1000万円に対しま  
して、支出済額はございません。

次に、歳入について御説明を申し上げますの  
で、214ページにお戻り願います。

1款保険料1項介護保険料は、予算現額36億



3347万6000円に対しまして、収入済額は37億5119万745円であります。

2 款材料及び手数料 1 項手数料は、予算現額13万3000円に対しまして、収入済額は11万480円であります。

3 款国庫支出金 1 項国庫負担金は、予算現額33億757万7000円に対しまして、収入済額は33億2490万8395円であります。

2 項国庫補助金は、予算現額17億5455万1000円に対しまして、収入済額は16億8924万3240円あります。

215ページをお開き願います。

4 款 1 項支払基金交付金は、予算現額50億8402万5000円に対しまして、収入済額は50億1085万9000円あります。

216ページをお開き願います。

5 款県支出金 1 項県負担金は、予算現額25億4948万1000円に対しまして、収入済額は25億5312万4762円あります。

2 項県補助金は、予算現額 2 億4362万8000円に対しまして、収入済額は 1 億7466万1245円あります。

6 款財産収入 1 項財産運用収入は、予算現額3,000円に対しまして、収入済額は2,538円あります。

217ページをお開き願います。

7 款繰入金 1 項一般会計繰入金は、予算現額31億1310万円に対しまして、収入済額は30億8622万3645円あります。

2 項基金繰入金は、予算現額 1 億1560万9000円に対しまして、収入済額は 1 億1560万9269円あります。

8 款諸収入 1 項延滞金、加算金及び過料は、予算現額40万1000円に対しまして、収入済額は55万5648円あります。

2 項雑入は、予算現額13万円に対しまして、収

入済額は477万7607円あります。

218ページをお開き願います。

9 款 1 項繰越金は、予算現額 1 億871万8000円に対しまして、収入済額は 1 億871万7626円あります。

以上で、説明を終わります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対しては、1名の質疑通告がございます。会派を指名いたします。

日本共産党。

◎20番（石田 久委員） 210ページの1款1項についてですけれども、保険料について。

弘前市の介護保険料、弘前市の保険料は、この20年間で1.8倍になりました。この1.8倍を見ますと、全国的に沖縄、大阪、青森県ということで、青森県の保険料が全国で3番目に高いわけですが、その青森県の平均よりも高いのが弘前市であります。そういうような状況の中で、今、介護保険料についてお伺いしたいのは、特別徴収は嫌でも年金から天引きされます。それから、普通徴収についてなのですけれども、月1万5000円以下の方が結構滞納されている方が多いのですけれども、この普通徴収の方はどれくらいいるのか、そして滞納者がどのくらいその中でのいるのかお答えしていただきたいと思っております。

◎介護福祉課長（齊藤 隆之） 介護保険の普通徴収の人数ということでございますが、令和3年度末の数字になりますけれども、普通徴収で納付されている方は5,749人でございます。

あと、令和3年度、介護保険料の滞納者ということでございますけれども、こちらのほうは695人となっております。

◎20番（石田 久委員） 本当に、私のところも低所得者の方で、年金1万5000円以下の方が入院してしまって、その間に督促が来て、それがどんだんたまって未納になっているわけですがけれど

も、そういうような方、例えば市のほうでは、そういう中で病気で入院しているとか、そういうような形でこういう特別な事情があった場合は、いろいろ減免ができると思うのですけれども、そういうような指導をしているのか、その辺はどうでしょうか。

◎介護福祉課長（齊藤 隆之） 委員おっしゃるとおり、介護保険料、普通徴収によって滞納された方につきましては、まずはいきなりいろいろな、給付制限であるとか、そういったことをせずに、御相談があった場合というふうなことにしましては、相談を受けて様々な減免の対象になるのかとか、あとは減免の理由がなくても今の状況で納められないというふうな状況にあるのであれば、納付に対する相談ということで御案内申し上げます。

◎20番（石田 久委員） 時間があれですけれども、あと、今回8期のこの介護保険の中で、3年度は最初なのですけれども、本年度の令和3年度の中では、どのぐらいの予算がついているのか、その辺についてお答えしていただきたいと思います。

◎介護福祉課長（齊藤 隆之） 令和3年度の予算ということで、介護給付費につきましては180億2172万4000円、これにプラスして地域支援事業ということで、こちらのほうは介護になる前の要支援の方の予算ということで11億362万9000円となっております。

◎委員長（工藤 光志委員） 以上で、通告による質疑は終了しました。

引き続き、質疑通告をしていない委員の質疑に入ります。順次、会派を指名いたします。

まず、櫻鳴会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、日本共産党

は、時間がなくなりました。

次に、さくら未来の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、政心公明の御質疑ありませんか。

◎12番（外崎 勝康委員） 私からは223ページ、3款1項3目、地域包括支援センターに関してお聞きしたいと思います。

これは毎回聞いていましたので、今回も引き続きお聞きしたいと思っております。

初めに、簡単に役割と目的をお話してください。

二つ目として、令和3年度の新たな取組と成果に関してお聞きいたします。

3番目として、全体としての課題に関してお聞きいたします。

◎介護福祉課長（齊藤 隆之） 地域支援事業の概要、役割、目的ということからまずお答えさせていただきます。

地域支援事業は、いろいろな、大きくいって三つの柱から成る事業でございまして、一つは要支援状態の方を支援するサービス事業、もう一つは包括的支援事業ということで、地域の高齢者の方を地域に寄り添って支援するというふうな事業、あとはその他事業ということでございまして、様々な地域の高齢者の方が困っている部分について、市のほうで独自に、国の制度の外というわけではないのですけれども、特に規定されてなくて市が独自で設定できる事業ということで、その三つの事業から成り立っております。

こちらのほう、そもそもが二つ目の柱として実施しております包括的支援事業ということで、地域包括支援センターのほうで市内に7か所ございます。この7か所の地域包括支援センターで、地域の高齢者に寄り添った支援をするということで、それがこの事業の多分一番大きな柱の一つになってございますけれども、そのためにその地域

の高齢者の方にいかに課題があるかというのを地域包括支援センターに配置している職員にお話を聞いたりしながら、難しい課題がないか、なかなか家族の中だけでは解決できない課題がないかといったところについて実施しているものでございます。

課題ということでございますけれども、実はサービス事業については、こちらのほう、スムーズに行くよということとやっておりますのでいいのですが、今、二つ目の大きな柱ということで説明した包括的支援事業につきましては、最近課題、それも高齢者だけの課題ではなく、その家庭が抱える課題、例えば80歳の高齢者を60歳の方が支えているとか、そもそも支える方がいらっしやらないといった課題に対しての、なかなか支援が難しいケースが増えてきてございます。そちらに対して、我々もですが、包括支援センターもいかに対応していくかというふうなところで、そちらについて、その対応については、人が足りないという部分もあるのかもしれませんが、また、その相談体制についていかにするのかという課題もあるかと思えます。課題としては、我々、まずいかにスムーズに支援に結びつけるかというふうな部分については、まだ課題があるのかなと捉えているところでございます。

あとは新規事業というふうなところでございますけれども、令和3年度のこの包括的支援事業につきましては、新規事業というふうなものはございませんで、拡充というふうな形で実施してございます。

◎12番（外崎 勝康委員） それで、一職員が担当する人数と、その職員が担当した方に会う頻度というのはどの程度なのか。

◎介護福祉課長（齊藤 隆之） 詳細な資料というのはちょっと待ち合わせてはございませんけれども、大体年間の相談件数といたしましては、

3,500人の方から相談を受け付けてございます。これ、七つの圏域ですので、大体一つの圏域当たり、年間でならば500件程度というふうなところでございます。

◎12番（外崎 勝康委員） その辺ちょっと、じっくりお聞きしたいと思うのですが、私はこの今回質疑した一番の理由が、昨年度、市民の方から、やはり包括センターに相談の電話をしてもなかなか連絡がつかないとか、なかなか相談したくても相談できないとか、そういったお話がありました。特に、例えば電話したら、休んで担当者がいないと。いつになっても電話も来ないとかということがちょっと相談としてありましたので、今回、このような形で質疑させていただきました。その件に関して、課長自身はどのように捉えているのか、最後、お聞きしたいと思います。

◎介護福祉課長（齊藤 隆之） 地域包括支援センターの職員もかなり苦勞しながらやっていると我々は捉えてございます。一方で、先ほどのとおりで、かなり一つのケースですら相当な時間と労力を要するというようなところで、なかなか手が回らないというところもございます。我々、地域包括支援センターとは、協議会というか、意見交換する場というのを設けてございますので、そういったことを通して、またそういった課題というのももう一度丁寧にくみ上げた形で、今後、対応、体制というのを考えていきたいと思っているところでございます。

◎12番（外崎 勝康委員） 先ほど、一番最初に目的と役割ということをお聞きしました。そのことは、やはり使命だと思うのです。だからその辺、何とか頑張っ、ありとあらゆる知恵を結集して、また皆さんに相談しながら、一つ一つ打開していただくことを心からお願いしたいと思います。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに政心公明の

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、創和会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり認定するに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対しては御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり認定するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎委員長（工藤 光志委員） 起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり認定いたしました。

---

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第100号令和3年度弘前市病院事業会計決算の認定についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎企画部長（外川 吉彦） 議案第100号令和3年度弘前市病院事業会計決算の認定について御説

明申し上げます。

初めに、令和3年度の業務量について御説明いたしますので、病院事業会計決算書の19、20ページをお開き願います。

令和3年度の業務量の主なものとして、入院延べ患者数は1万3658人、1日平均患者数は39.6人となっております。

外来延べ患者数は、3万7619人、1日平均患者数は160.8人となっております。

次に、決算報告書について御説明いたしますので、1ページ、2ページにお戻り願います。

収益的収入及び支出のうち、収入決算額は28億9632万7027円で、支出決算額は26億4909万8997円となっております。

続きまして、3ページ、4ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の決算額は、ともに1億6604万2615円となっております。

続きまして、5ページ、6ページの損益計算書をお開き願います。

令和3年度は、6ページの当年度純利益に記載の2億4697万398円の純利益が生じており、この結果、令和3年度末の未処理欠損金は29億460万2721円となっております。

9ページ、10ページの貸借対照表をお開き願います。

10ページの固定負債合計に記載の8億5857万1532円及び流動負債合計に記載の2億755万1381円の合計10億6612万2913円が、市立病院閉院以降に返済すべき負債の金額となります。この負債につきましては、令和4年度以降、弘前市病院事業清算費特別会計及び一般会計で返済していくものであります。

以上が、令和3年度の病院事業会計決算の概要であります。詳細につきましては、12ページ以降の決算附属書類を御参照くださるようお願いい

たします。

説明は以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対しては、  
質疑通告がありません。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、  
これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、  
これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり認定するに御異議ありま  
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認め  
ます。

よって、本案は、原案のとおり認定いたしまし  
た。

---

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第98号  
令和3年度弘前市水道事業会計利益の処分及び決算  
の認定についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎上下水道部長（坂田 一幸） 議案第98号令和  
3年度弘前市水道事業会計利益の処分及び決算の  
認定について御説明申し上げます。

初めに、利益の処分案について御説明いたしま  
すので、令和3年度弘前市水道事業会計決算書の  
9ページをお開き願います。

令和3年度の未処分利益剰余金9億7311万3879  
円は、起債の償還に充てるため、4億7204万7053  
円を減債積立金に積立てするものであり、5億  
106万6826円は自己資本造成のため、資本金へ組

入れしようとするものであります。

次に、令和3年度の業務料について御説明いた  
しますので、20ページをお開き願います。

水道事業の業務料の主なものとして、年間配水  
量は1879万7862立方メートル、有収率は88.51  
%、給水人口は16万1601人、普及率は98.04%、  
給水戸数は7万5449戸となっております。

続きまして、決算報告書について御説明いた  
しますので、1ページ、2ページにお戻り願いま  
す。

収益的収入及び支出のうち、収入決算額は41億  
9722万2537円、支出決算額は36億1445万68円と  
なっております。

続きまして、3ページ、4ページをお開き願  
います。

資本的収入及び支出のうち、収入決算額は14億  
750万771円、支出決算額は26億3179万3647円で、  
収支差引不足額は表の下の欄外に記載のとおり、  
損益勘定留保資金などで補填しております。

続きまして、5ページ、6ページの損益計算書  
をお開き願います。

令和3年度は、6ページの当年度純利益に記載  
の4億7204万7053円の純利益が生じております。

なお、10ページから12ページは貸借対照表であ  
ります。

以上が、令和3年度の水道事業会計決算の概要  
であります。詳細につきましては14ページ以降  
の決算附属書類を御参照くださるようお願いいた  
します。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案につきましては、  
質疑通告がありません。

御質疑ありませんか。

◎19番（石岡 千鶴子） 1ページ、第2項営  
業外収益の損益計算書の3、営業外収益の5、雑  
収益についてお伺いいたします。

この内訳、特に茂森町の敷地といたしますか、建物といたしますか、現在どのように活用されているのかお伺いいたします。

◎上下水道部総務課長（田中 知巳） 雑収益の内容ということでございます。

こちらのほう、特に茂森町の庁舎ということで、現在、弘前大学のほうの職員駐車場として貸出ししております。

◎19番（石岡 千鶴子） 賃料としては、どれぐらいになっておりますでしょうか。

◎上下水道部総務課長（田中 知巳） 弘前大学への駐車場の賃料、年間約252万円のほうは水道の財産としての扱いになりますけれども、企業用の財産としての扱いもございまして、こちらのほう、約70万円ほどの賃貸のほうになっております。

◎19番（石岡 千鶴子） 今後、このままずっと弘大のほうに駐車場としてお貸しすることになるのか、将来的にはどういうふうな活用方法をお考えかお伺いします。

◎上下水道部総務課長（田中 知巳） 現時点では具体的な活用方法はまだ決まってはございません。ただ、茂森のところの場所ですけれども、弘前公園、藤田記念庭園、禅林街の観光ルートになってございます。車道、歩道、また電線地中化で景観のほうもいいところがございますので、先ほども申しましたけれども、現時点では有効な活用方法は決まっておりますけれども、当面の間、活用方法が決まるまでは、維持管理をきちんとして上下水道部で使っていきたいと考えております。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決及び認定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決及び認定いたしました。

---

◎委員長（工藤 光志委員） 最後に、議案第99号令和3年度弘前市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎上下水道部長（坂田 一幸） 議案第99号令和3年度弘前市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明申し上げます。

初めに、利益の処分案について御説明いたしますので、令和3年度弘前市下水道事業会計決算書の9ページをお開き願います。

令和3年度の未処分利益剰余金7億9469万1862円は、起債の償還に充てるため、3億2641万1967円を減債積立金に積み立てるものであり、4億6827万9895円は自己資本造成のため、資本金へ組入れしようとするものであります。

次に、令和3年度の業務量について御説明いたしますので、26ページをお開き願います。

下水道事業の業務量の主なものとして、年間総処理水量は2160万7424立方メートル、有収率は81.38%、処理区域内人口は16万980人、普及率は97.66%、水洗化人口は14万7236人、水洗化率は91.46%となっております。

続きまして、決算報告書について御説明いたしますので、1 ページ、2 ページにお戻り願います。

収益的収入及び支出のうち、収入決算額は56億5365万7797円、支出決算額は52億7531万4010円となっております。

続きまして、3 ページ、4 ページをお開き願います。

資本的収入及び支出のうち、収入決算額は20億5561万4987円、支出決算額は43億3398万1467円で、収支差引不足額は表の下の欄外に記載のとおり、損益勘定留保資金などで補填しております。

続きまして、5 ページ、6 ページの損益計算書をお開き願います。

令和3年度は、6 ページの当年度純利益に記載の3億2841万1967円の純利益が生じております。

なお、10ページから12ページは貸借対照表であります。

以上が、令和3年度の下水道事業会計決算の概要であります。詳細につきましては14ページ以降の決算附属書類を御参照くださるようお願いいたします。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対しては、質疑通告がありません。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決及び認定するに御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決及び認定いたしました。

---

◎委員長（工藤 光志委員） 以上をもって、本員会に付託されました議案の審査は、全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

〔午後 2時50分 散会〕

委員長 工藤光志